
令和3年大和町議会12月定例会議会議録

令和3年12月9日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 兼 議 事 席 長 兼 係 務 長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人	主 事	浅 野 真 琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。関係者、おそろいですので、再開させていただいてよろしいでしょうか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番児玉金兵衛君及び3番佐々木久夫君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日、5番今野信一君の一般質問において後から回答することがありましたので、本日冒頭に回答する旨の申入れがありました。

ここで回答を許します。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。

議長からお話いただきましたとおり、昨日の今野信一議員のご質問の中で、後でご報告するという事で保留していた案件がありましたので、その件につきましてそれぞれ福祉課長のほうから併せて、併せてといいますか、ご報告させていただきますのでよろしくお願ひします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

おはようございます。

それでは、今野議員のご質問、本日になりまして申し訳ございません。回答させていただきたいと思えます。

回答内容につきましては2点でございます。

1点につきましては総務課関係でございますけれども、消費者被害にありました中で県の消費者センターに相談をされた方々の状況でございますが、その情報報告等につきましては県の消費者センターからの報告はございませんでしたので、ご報告いたします。

もう1点でございます。日常生活自立支援事業に関する回答でございます。この事業につきましては、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の宮城地域福祉サポートセンターが「まもり一ぶ」という形で行っている事業でございます。この事業につきましては、在宅の認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者の方で日常生活に不安をお持ちの方の様々なご相談に応じ、暮らせるサポートという形で事業を行っているわけでございます。

大和町においてのこの事業をされている状況につきまして社会福祉協議会のほうに問合せをいたしますと、令和3年度におきます利用数でございますが、6名の方が今現在利用されているという状況でございます。男女別にしますと男性が5名、女性が1名という報告をいただいております。あと知的障害者区分に当たりますと知的の方が3名、精神の方が1名、認知症の方が2名という状況の報告、ご利用されているという状況でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

一般質問における回答を終了します。

8番千坂博行君。

8番（千坂博行君）

皆さん、おはようございます。

一般質問最終日最初の質問をさせていただきます。

通告に従い、1件3要旨の質問をさせていただきます。

商品券の販売方法について。

生活支援や消費拡大と地元商店街の活性化を図るなどの目的で、生活応援商品券及び割増商品券を販売しております。コロナ禍で苦境に立たされている多くの方々に恩恵を与えていると思います。

ただし、現状の商品券を販売するスタイルが現状に即しているとは思えないところもあります。

以下について伺います。

1、町税を充てる観点から、購入したいと思う人が入手できるのか、公平性は保たれているのでしょうか。

2、感染対策の観点やキャッシュレスなどへの移り変わりから、紙媒体から電子マネーなどに移行や併用している自治体もあります。研究や取組をされているのでしょうか。

3、最大の効果を求めるべきであると思います。現状をいかに評価しているのでしょうか。メリット、デメリットは。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの千坂議員の商品券の販売方法についてお答えをします。

町では、大型ショッピング施設等進出により低迷する商店街への消費喚起を促しながら、消費者の生活支援と地元商店街のにぎわいの創出により、地域経済の活性化を目的に平成16年から割増商品券発行事業に取り組んでおり、昨年度は従来の割増商品券のほかに新型コロナウイルス感染症対策といたしまして生活応援商品券の2種類の商品券発行事業を実施しております。

今年度の割増商品券発行事業につきましては、従来の割増商品券を新型コロナウイルス感染症が引き続き影響を及ぼすことが予想されますことから割増率を通常の1割から2割へ、販売数も昨年度より2,000セット増の6,000セット、これは1セット5,000円のものでございますが、を販売しているところでございます。

1要旨目の入手方法について公平性は保たれているのかについてでございますが、今年度商品券の販売につきましては、町内商店等22店舗で販売し、6月1日に販売を

開始し約1か月で完売しており、商品券を利用できる店舗につきましては91店舗に登録をいただいております。

商品券はどなたでも購入することができますが、購入できるセット数は1人4セットまでと制限を設けております。このことから公平性は保たれていると認識しているところでございますが、より多くの町民の方に喜んで利用していただくような発行方法や内容等について、事業実施主体であるくろかわ商工会と今後も協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2要旨目であります。キャッシュレス決済につきましては、令和2年9月定例会議一般質問でもご回答申し上げましたとおり、共働き世帯や若い人向け、また、コロナ感染症の拡大に伴う新しい生活様式に対応するため、ご商売をやっていく上では導入普及が必要であると認識しております。

現在、くろかわ商工会において事業者を対象としたキャッシュレス対応等の窓口相談事業を実施しておりますので、導入促進に向けて連携、これは割増商品券の関係でありますから、そういった意味での連携を図っているところでございます。

また、他の自治体において専用アプリを利用したキャッシュレス決済PayPayと連携した消費喚起キャンペーン、いろいろな還元キャンペーンでございますが、を実施しているとのことから、同会社より情報を収集しているところでございます。

しかしながら、キャンペーンを実施する場合、還元額のほかにプロモーション費用や運営費用等の費用負担をしなければならないとのことであり、費用面を考慮しますと当面は現行の割増商品券発行事業を継続していきたいと考えております。

次に、3要旨目の現状の評価についてメリット、デメリットは、についてでございますが、毎年商品券を購入していただいた方々を対象としたアンケート調査を実施しておりますが、その結果、今後も継続してほしいとのご意見が多く、関連イベントとして抽せん会も開催されることで住民の商品券に対する関心の高さがうかがえ、割増商品券を利用できる取扱店も増加しており、取扱店にとっても好評であると推測しているところです。

しかし、その反面、コンビニや大型スーパー等での取扱いや利用期限をもう少し延長してほしいなどの要望もあったところです。

今後、割増商品券発行事業につきましては、事業者並びに消費者ともに支援するため、課題等を整理しながら、実施主体でありますくろかわ商工会と連携し進めてまいります。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

答弁いただきました。それでは、再質問をさせていただきます。

1 要旨目の質問をする前に、今日ちょっと一例ではございますが、三鷹市の商品券事業について調べてまいりましたのでお話しさせていただきたいと思います。

三鷹市ですが、デジタル商品券と紙の商品券、両方を扱って事業を昨年度行っております。調査概要、内容としまして、目的はプレミアム付商品券事業を評価、検証し、今後の事業展開につなげるとともに、地域通貨及びボランティアポイント等を活用した新たなまちづくりの研究の一環として、スマートフォン等によるデジタル事業通貨、地域通貨の流通可能性の検証等を行うという目的で実施されたアンケートです。

調査結果が出ています。性別では、デジタル商品券、紙商品券ともに購入者は女性が多かったそうです。年齢は、50代では紙とデジタルでは購入はほぼ同じ、20代から40代ではデジタルの割合が高く、60代以上では紙の割合が多いという結果だったそうです。

その中で、今、公平性というところでありましたが、紙の商品券購入者の方のご意見がありまして、その中には「公平に購入できるようにしてほしい」という市民の方の意見、「平等に配布してほしい」、「事前申告制、抽せん制にしたほうがよい」、「使える店を増やしてほしい」といったような公平性に関してはその辺のご意見があったように思われます。

我が町でもアンケート調査はされているということで3要旨目に取りられています。が、どのような方々を対象に、そしてその対象とされる方は購入された方のみなのか、それとも広く購入できなかった人、そういった方々にもアンケートは取られているのか。そういった意味で幅広いご意見がないと、反映されているようには思えないと思うのでお伺いします。

議長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

アンケート調査の内容ということでございますが、基本的には買った方からのアン

ケート調査というふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

買った方のご回答ということだったので、買った方は必要と思って買われるので悪い評価はされないのしょうねというのが私の感想です。ただ、買えなかった方々等もおるといところでお話を進めていきます。

今回、販売方法も兼ねて公平性という意味でデジタル商品券を買われた方々の意見というところで、デジタル商品券だったので仕事をしているときでも空き時間とかです、購入しやすかったといったような購入方法ですね。そういったところで評価されているようです。あとはデジタル商品券を使用するたびにスマホの操作に慣れてきたとか、現状、使っている人たちのご意見になったように思えます。

それと、金額に当たってはやはり皆さん、上限いっぱいまで購入される方が多いというところで、これはもう紙媒体もデジタル商品券もみんな一緒というところで結果は出ているように思いました。

そういう意味で、今後やはり続けていかれるのでしょうから、やはりアンケートなりご意見の聴取の仕方というのはまた考えていかなければいけないと思うんですね。そういう意味で今後こういったやり方に変えるというような思惑等々があればお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

アンケートの調査の仕方とか、その辺につきましては、おっしゃるとおり今は買ってもらった方だけでございますので、そういった方でも続けてほしいということ、あるいはもっと便利に、内容はいろいろありますけれども、決していい評価といたしますか、そればかりではなくて、もっとこういうこともというご意見もあるところがございます。でも、おっしゃるとおり、そうでない買えなかった方の意見ということも、そういった何で買わなかったか、買えなかったかということもあるんだと思います。

この辺のアンケート調査等につきましては、町のみならず商工会が事業実体になっておりますので、そういった商工会等とも今後の進め方も含めて常々打合せをしておるところでございますが、なおそういったアンケートの取り方等もいろいろ協議をしてみたいというふうに思います。

議長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

ぜひ幅広い町民の皆様のご意見を拾い集めていただきたいと思います。

1 要旨目を終わって、2 要旨目に進めさせていただきます。

2 要旨目、まずは、くろかわ商工会が事業主体ということで、事業者の主体がくろかわ商工会ということで答弁をいただいております。その中で、答弁の中で還元額のほかにプロモーション費用、運営費などを負担ということで、キャッシュレスにするに当たっては別途そういったお金がかかるというようなお話でございました。これ、考え方によると思うんですね。

例えば従来の商品券、紙の媒体でありますので取扱い、最後は支払いで終わった分に関してはそれを回収して枚数を数えて還元元といいますか、町なのか商工会なのか、要は一店舗一店舗の店主の方が持っていくという、そういった物理的な手間がかかる。そういったところも考えれば、お金に換算するわけじゃないですけども、そういう金額ベースにしたらプロモーション費用とか運営費というのはペイできるぐらいと、ペイ以上かな、もしかすると、手数料から考えれば。というような場合がある。だから、そういったところも試算しながら、導入に向けてはもう県内でも3か所ぐらいかな、もうやっていると思うんですね。

そういった意味で、要するにこの現状、今、町でかかる費用とは別個にくろかわ商工会でもかかっているわけですよ、お金は。その分を考えて、一つの団体として町としてやるだけじゃなくて、関連する団体、企業、個人の方々、いろいろ含めて考えればトータル的に費用は安くなるかもしれない。そういったところまで考えて事業の全体像を見るというのも私は思うところありますので、その辺に関して。この答弁、ごもっともではあります。要は周りの団体の方々という意味でも必要なのではないかと思うので、その辺のご意見をお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事業につきましてはトータルで考えるというのは、そのとおりだというふうに思います。人件費とかいろいろな係もあるわけでございますので、そういった中で総合的に判断するということがあると思います。

このキャッシュレスのものとかですと、一例ではございますが、数百万円という単位でのその事業1回ごとにかかるということ等々がございます。それが多いのか少ないのかという判断はいろいろ考えるところが必要かと思いますが、単純に今、その一例だけで見ますと、還元額とほぼ同額に近い額の管理費とかそういったものということ、まるっきり同額ではないんですけども、そういったこともあって今の段階ではちょっとその費用対効果といいますか、全体の中でも少々ちょっと厳しいかなというふうに私は思っているところでございます。この先いろいろ事業が変わってくれば、その辺はあると思いますけれども。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

ぜひちょっと調べていただきたいなと思うところで、やはりこういったところ、注目されると思うんですね。例えば今日の新聞の記事によると、クーポン配布ということで現金とクーポンを分けるというところで、その分の費用について一括支給に比べて事務費、経費が約900億円増えるというふうな記事がありました。そういったようにやっぱり試算すれば出てくるところもありますし、決して、これは国なので大きい金額ですけども、それはやっぱり工程分析といいますか、一個一個を精査してみれば分かると思うんですね。その辺でやっぱり研究されるべきでもあると私は思います。

それと、デジタル商品券を導入したところの意見があったので紹介しますと、さっきも触れましたが、会計をした後、商品券を受け取った事業者は商品券の発行元に換金の手続をする必要があると。紙の商品券の場合は、商品券の枚数を数えたり取りまとめて送付したり、作業が発生する。電子商品ならオンラインで全て手続が簡潔、事

業者が代金を受け取るまでの時間も短縮できるというように、時間も短縮できるというそういうメリット、完結するというメリットもあります。

それと、今後ですけれども、名前は何かといったかな、改正電子帳簿、ごめんなさい、名前をちょっと忘れましたが、要は電子帳簿で受け取ったものは電子で保管しなさいよという改正法が1月から改正されると。ただ、土壇場でそれは2年猶予しますよというふうにまたこの間変わったみたいですが、そういう意味でも、要は導入すれば経理の効率化にもつながる、そういうメリットを事業主が感じられれば、そっちのほうの方が当然会計もしやすいし、申告するにも効率的だし、今、青色申告等々、全部スマホでもできるぐらい、もう国でも整備されてきていますので、そこもトータルで考えればそちらのほうの方が十分効率がいい。そういうふうに思われる。ただ、そこがやっぱり浸透していないというところもあるので、その辺はやっぱりトータルで見た場合にどこかで誰かがやらないと進まない。そういうこともやると、やっぱり商店街も活性化につながったりとか、というところにもいくと思うんですよ。

そういう意味でトータル、幅広く次の工程を考えたこの事業の仕方、進め方というところをやるべきじゃないかなと思うんですが、そういう意味で町長のお考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

キャッシュレスといいますか、そういったものについては今そういった時代がそういうふうな方向に向かっているということで、全体としてはその方向なんだろうと思います。いろいろな進み具合があるようでございまして、さっきも言いました。例えばまだまだ費用的に非常に大きな負担が出てくるところとか、そういったところがどんどん改善されていって方向的にはそうなっていくだろうというふうに思っております。そういった形のものに対応して事業を進めるということも、これは当然大事なことだというふうに思っています。

また、お店のほうでもそういった対応をするということになってくるわけですので、いろいろお店のほうでもキャッシュレス決済をやるお店、まだ取り組んでいないお店、あるいは一旦取り組んだんですけれども、制度が変わってちょっと難しいかなと思う状況になっていることもちょっと聞いておりますので、いろいろな状

況、今動いているところでございます。そういった便利性とか効率性とか、そういったことは大事にしていかなければいけないので、そういったことに取り組むというのはあるわけでございますけれども、トータルとして見た場合にこれは買う人もあれば売る人もある、そういったことがありますので、両方のことを考えながらこういった取り組んでいかなければならない事業であるというふうに思います。

議長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

おっしゃるとおり、使う人、あとは扱われる方、いろいろございますので、その辺をやっぱりしっかり調査していただきながら事業のほうは進めていただきたいと思います。

全体的な話、全体的といいますか、また1つ例を挙げますと、埼玉県の蕨市というところでは、全市民に3,000円分の電子商品券配布ということでやられているそうです。要するに何をを使うかということで、スマホだけじゃないよというところで紹介しますと、ICカードがありますね。ICカードに金額を入れて全員に配ると。そうすると、スマホが要らないので誰でも使えますよと。結局のところ使い捨てじゃないので、またチャージすれば使えますから。毎回毎回発行する必要もない。経費削減になります。といったような取組もされております。もう本当に要するにやり方ですよ。やり方だと思いますので、その辺はぜひ工夫といいますか、研究されてやれるところはやって、1回ICカードを発行してしまえば、あとはなくさない限り使えますので。

そういったこともされているところもあるというところを紹介させていただいて、3要旨目に入ります。

3要旨目のところには、今後も継続していくと。現状のスタイルで今後もと。その中で、抽せん会なんかで住民の方が盛り上がっているというところもあります。これもやり方の中であって、それはそれで住民の方は喜ばれているのであれば大いにやっていただきたいと思いますし、ただ、ほかの自治体でありますと紙の商品券とデジタル商品券の割合を変えるというところで還元するというところもあります。例えば2割のところをデジタルは2割5分とか、そういったところで選択肢も広げるというやり方。

これも何回も言いますがけれども、やり方の問題だと思うので、その辺もやっぱり工

夫していろいろ考えればいっぱい出てくると思うんですよね。その辺も、事業主体が商工会ということですが、さっきもお話ししましたが、トータルで考えてやっぱり変化をつけていかないと、消費の喚起だったりとか、あとはにぎわい、そういったところにつながるというところに今視点がもう変わっていくと思われまますので、そういうふうにするというのもいいのかなと思います。町長のお考えを。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろな工夫をするというのは大事なことだというふうに思っております。割合を変えとか、何といいますか、紙のものと別なものをやってみるとか、そういったことについてはいろいろ工夫があるというふうに思っておりますし、時代が変わってきているところでございますので、使う方あるいは使われる方の両方にメリットといえますか、いい制度にするという工夫は常々していかなければいけないというふうに思っております。

その辺につきまして町としての考え方ということもありますけれども、商工会あるいはお店の方々、そういった方々、あとはさっきありましたように消費者、そういった方のご意見等々も聞きながら、よりよい、より有効な制度ということでやるように工夫はしていかなければいけないと思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

最後、締めになりますが、最初にお話しした三鷹市の調査概要のところでもありましたが、今後につなげるという意味でスマートフォン等によるデジタル地域通貨等々を検証という意味で、今いろいろなところで成り手不足だったり、人手が足りないというところで、ボランティア等々、参加された方に地域ポイントというようなやり方も今やっているところがあります。その検証にも使いますよという内容になっております。

どうでしょうね。我が町もなかなかこの人手が少なくなったり、参加者が少なくな

ったりというところで、そういった今後、今後ですよ。今後なので、そういったところに使える検証という部分でもやっぱり必要でありますし、やっぱり一つの事業をやるには団体だったり関わりがある方々、いっぱいおりますので、そういった方々にやっぱりつながるところもあると思います。データを取るということがすごく必要だなというところをお話ししたいところです。

それと、これは先日ですか、新聞記事で「手腕の点検」ということで町長の記事が載ってございました。いろいろなご意見がありまして、それは人それぞれの見方だと思いますので、私は慎重な姿勢というのは評価したいなと思います。ただ、やっぱり時代の潮流には乗っていただきたいというところで、そこはやっぱり、私が申し上げるのもなんですけれども、先見の明を持っていただければなというところがありますし、もう現在取り組まれておるとお思いますので、その辺は十分承知しておりますので、最後にトータル的な総括をお願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回は商品券のお話でございましたので、これまでもこういった形で商工会の方々、商店街の方々等々の協力の中でやってきたところでございます。評価として、使いやすい、これからも継続してほしいというような評価といたしますかご意見もある。その中でも様々な、もっと幅広く使えるとか、そういったご意見もあるところでございます。

時代がどんどん動いているという中でキャッシュレスという時代も来ているところでございます。そういったことについても、利用する方あるいは利用される方がより効果的に使えるような方策というものは、これは大事だというふうに思っておりますので、商工会の方々と、実体はそちらでやっていただいているところでございますので、いろいろ意見の交換をしながらよりよい、より有効な制度にするように努めてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

以上、終わります。

議 長 (高平聡雄君)

これで千坂博行君の一般質問を終わります。

4 番佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、通告に従いまして3件、質問をさせていただきます。

1、地区施設のバリアフリー化の整備を。

地区施設(地区の住民が集う施設)、集会所とも言われておりますが、これの改修整備を進めていると聞いておりますが、いまだに玄関前に車椅子で通りやすいスロープの設置がない施設や、駐車場が砂利の施設がありました。

建てられた年数や環境の違いはありますが、どこの地区施設でもバリアフリー化が必要と考えることから、以下の点についてお伺いいたします。

1、各地区施設の現状を町として把握しているか。

2、バリアフリー化になっていない施設の整備計画は。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの地区施設のバリアフリー化の整備についてお答えいたします。

各地区の集会施設の多くは、各地区の費用負担と町の補助金を充当して建築されており、そのほか国の補助事業により町が整備し、地区集会施設の利用としている施設等もございます。また、地区集会施設の維持管理につきましては、原則、地区が行っている状況でございます。

1 要旨目の各地区施設の現状についてでございますが、まず各集会施設の駐車場につきましては、運動会やバレーボールの練習のために土の舗装としている地区や、また、全面アスファルト舗装をしている地区など、様々な状況です。また、施設の維持管理につきましては各地区が行っておりまして、全ての状況を把握しているところではございません。

2 要旨目のバリアフリー化になっていない施設の整備計画についてお答えをいたします。

本町では、区集会施設建設事業補助金交付要綱によりまして、新築、改築及び改修を含む修繕に対し補助率75%の補助金を交付しております。

令和3年度の補助金につきましては、4地区に総額930万円を交付しておりまして、令和4年度以降につきましては、現在4地区からの相談を受けており、その補助金総額は約860万円となっております。

この補助事業の対象は、建物本体の改修等のほか、高齢者や障害者の皆様が円滑に利用できるよう、洋式トイレ化、また、床フローリング化のほか、階段等の段差解消工事等を補助対象としておりますが、敷地の造成工事やアスファルト舗装等の外構工事は対象外となっております。

なお、改修等の補助事業については25%の地区負担がありますので、施設の老朽化度合いや改修等の方法、将来的な利用の方向性などを地区内で十分ご検討いただき、この補助事業を有効にご活用いただきたいと考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、答弁書に沿って再質問をさせていただきます。

初めに、令和3年度補助金につきましては、4地区に総額930万円を交付と答弁いただきました。この4地区とはどこどこなのか教えてください。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その件につきましては、財政課長のほうからご説明いたします。

議 長 (高平聡雄君)
財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは、佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの4地区につきましては、前河原の小野コミュニティセンター、そちらの屋根修繕に74万円、それから吉岡南第二地区、こちらは大規模修繕がございまして341万円、反町中地区の屋根修繕等につきましては、そちらは334万円、それから難波生活改善センター、こちらは大規模改修がございまして811万円、合計930万円となっております。

以上でございます。

すみません。難波が181万円でございます。大変失礼いたしました。

すみません。先ほど「吉岡南二丁目」の間違いがございまして、すみません。そちらが床のフローリング化、洋式トイレ化がございまして、そちらが341万円でございます。大変失礼いたしました。

議 長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、令和4年度以降につきましては現在4地区からの相談を受けておるとありますが、この4地区も教えてください。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これは令和4年度ですので、まだ確定ではないということでご理解願いたいと。では、財政課から。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

では、佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、令和4年度以降の要望がある地区でございますが、志田町地区、こちらがフローリング、トイレの洋式化でございます約407万円、総額でございます。それから報恩寺地区、こちらが屋根塗装でございます約56万円、それから吉岡南一丁目、こちらがフローリング、あとはトイレの洋式化、こちらが約488万円、最後にまほろば二丁目、こちらはスロープ改修工事の相談でございます約200万円、こちらの総額で約1,152万円になりまして、その75%を掛けますと860万円となるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

ただいま報告を受けました。この地区、この数の施設だけでこれほど大きな補助の金額を頂いております。各地区の建築年数を考えると、まだまださらに増えると思っております。

その中で、同僚議員からもこれからの高齢化社会のことについていろいろな方面から質問がありましたが、バリアフリー化、これはもう当たり前の状況に世の中、なっておりますが、いまだにやっぱり各地区の施設によってはバリアフリー化が進んでいないというのが見受けられたので、今回の一般質問をさせていただきました。町としてはバリアフリー化に前向きに取り組んでいるという方向性を見させていただきました。

その中で、先ほど答弁書にもありましたように対象外の外構工事とか、そういうものが答弁されましたが、例えばあからさまにもうここは駐車場にしか使わないんだよと。そしてまた、車椅子での乗せ降ろしが必要な場所に限ってはアスファルト舗装の補助を対象にしてほしいと思っております。その辺の意見をお聞かせ願います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

バリアフリーという形で今の状況ですと、例えば階段を直すとか、あるいはトイレを洋式化するとか、あと多いのが今、畳をフローリングにして洋式化、椅子化という

んですかね、そういった状況でやってもらっております。

どこまでやるかというものについては非常に微妙なところがありまして、外構とかそういったものについてはやらないということでこれまでも取り決めております。また、駐車場についてもそういう形でありますけれども、車椅子という、そういった場合についてはその部分的なものにもなってくるということもあるというふうに思いますので、一概に大丈夫ですとは言えませんが、いろいろご相談をさせていただきながら、そういったケースもあるとすればご相談をいただきながら進めていくということになるのではないかと。それが駄目だということはなかなか難しいと思いますので、終わります。

議長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

以前、PTAの集まりがあったときに、いわゆる集会所をお借りしていろいろな行事を行うんですが、何分トイレが旧式のトイレだったために、そのトイレを使いたくないということで一旦自宅に戻られて用を足されたというお子さんが意外に多いことがありました。

そういう意味では、高齢化と先ほどお話しはさせていただきましたが、やっぱり現在の住宅事情を考えると、トイレの洋式化とか、それから床のフローリング化というのは近々の課題となっているというのが分かると思いますので、ぜひその辺の補助事業に対してもこれからも厚く進めていってほしいと思っております。

各地区施設、有効に使われている部分もありました。昨日も同僚議員の話で、例えば敬老事業に使われるときに手狭になってきたとか、そういう部分で各地区の集会所の使われ方の環境がやっぱり建設された時代とはどんどんどんどん変わってきていることもありましたので、ぜひ今後とも各地区の施設の改善を進めていってほしいと思っております。全体的に町長の各地区の施設に対する思いをこの1問目の質問に対してお願いします。

議長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今から人が集まるといいますか、そういった形で懇談をすとか、コミュニティーに総するという意味で集会所が大きな役割を持っているというふうに思っております、そういった意味で集会所等々の改修につきましても補助率につきましても見直しをしておるところでございます。

こういう時代といえますか、特に今コロナでなかなか集まれないんですけども、なかなか隣近所との連携を取るとか、といったものが少し薄くなっている時代でございますので、そういった集会所とかを利用してもらって地区でいろいろご協力をいただきながら催物をするとか、そういった場になる集会所でございますので、町としましてもそういった皆さんが使いやすいような集会所になるような応援をしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

とても心強い答弁をいただきました。1問目は終わりにさせていただきます。

2問目に。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤議員、ここで暫時休憩をさせていただきます。（「分かりました」の声あり）

暫時休憩します。再開は午前11時5分とします。

午前10時55分 休 憩

午前11時03分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

それでは、2問目に入らせていただきます。

洞堀川改修工事に伴う安全対策を積極的に。

来年度から洞堀川の改修工事が始まります。県はしっかりした安全対策をして作業に入るとしております。川沿いの吉岡南三丁目の吉岡南中央公園や吉岡まほろば二丁目の西柿木公園では多くの子供たちが遊んでおります。地域住民も徒歩での通勤や散歩にも利用しております。

改修工事が完成すると川が深くなってしまい、遊ぶ子供たちが心配だという保護者の声を聞いております。

以下の点について伺います。

1 要旨目、今回の工事において、町としてどのような安全対策を考えているか。

2 要旨目、完成予想図を提示しての住民説明会を開催する予定は、であります。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、洞堀川改修工事に伴う安全対策を積極的に、に関するご質問についてお答えをします。

令和3年9月定例会議の渡辺議員の一般質問でも回答いたしました。洞堀川改修につきましては、宮城県からは、吉田川合流点から熊野堂橋までの延長2,750メートル区間において、今年度に現地測量及び調査設計を行い、令和4年度から河川の河道掘削及び河川周辺の景観を考慮した護岸整備工事を行うと伺っております。

その後の状況でございますが、洞堀川現地測量調査を11月中旬にかけまして完了しており、現在、現地測量調査を基に図面等の作成を行っている。と報告をいただいております。

初めに、今回の工事において町としてどのような安全対策を考えているか、であります。

洞堀川の両岸には、吉岡南及び吉岡南第二土地区画整理事業によりまして緑道が整備され、町へ移管後、現在、住民皆様の散策の道として親しまれております。

宮城県からは改修工事の詳細な計画はまだ示されておりませんが、工事施工の際は重機等を使用して工事を行うものと想定されますことから、工事災害、事故防止のため工事看板やバリケードを設置し、緑道から工事現場に立ち入らないよう通行止め

措置を講じる等の安全対策が必要であると考えております。また、緑道に直接出入り可能な吉岡南中央公園や西柿木公園につきましても、工事施工区域となりました場合には出入口通路を封鎖する等、宮城県と協議を行いながら出入りを規制する安全対策を行ってまいりたいと考えております。

このほか隣接しております関係地区の皆様には、工事を行う際、回覧板等によりまして工事計画のご理解とご協力につきましてお願いしてまいります。

今後につきましては、宮城県より詳細な計画が示された場合、完成後の河川管理施設への影響も考慮しながら、緑道の具体的な安全対策について宮城県と連携しながら対応してまいります。

次に、完成予想図を提示しての住民説明会を開催する予定は、であります。

宮城県からは、「完成予想図の作成は行いませんが、関係地区皆様のご意見を伺いながら事業を進めていきたい」と申出がありますことから、参集範囲、開催会場の調整はございますが、町としましても事業説明会の開催についてお願いしているものでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、再質問をさせていただきます。

今、答弁で「町といたしましても事業説明会の開催についてお願いしているものがあります」と最後にいただいておりますが、今までに同僚議員も含めてこの洞堀川、いろいろな例えば手すりの設置とか街灯の設置の要望を質問した際に、これは県の担当なのでというような回答をいただいていたと思います。

今までもそういう要望があったのであれば、今回のこの改修工事を機にどうでしょう、町として逆にこういうふうに仕上げしてほしいというのは、県に要望というのはできるものでしょうか。

議長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的にはどういう形になるものか、見てみないと分からないわけですが、それでも、その説明の中でここをこうしたほうが良いという場合には申し上げることはできるというか、ありますけれども、それが全部受け入れられるかどうかは別としてですね。基本的には工事は県の工事でございますので、まずその設計内容をきちっと見た中で判断をしなければいけないことだと思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

県の事業なので、それを見ながら町としてもというのは当然の答弁と思っておりますが、本当に先ほどから言いましたように、住民の意見も聞いてというような話もあれば、そういうふうにも県のほうでも進めるというような話を伺っているので、ぜひ町として例えば七ツ森を生かした風景が必ずあの洞堀川を歩くと見えるので、そういう景観を考えながらプランを逆に提出していただくぐらいのような積極性があっていいなということを思っておりました。

実際に私も洞堀川を歩いてみたんですけども、やっぱり熊野堂橋側のほうはまだまだ当然田んぼが広がっている風景でありまして、吉田川合流側のほうは当然、商業施設、それから多くの住宅地が並んでいて、もう景色としては極端に違いがあります。景観を考慮した護岸整備工事を行うというようなことを言われておりますが、なかなかそれを統一した景観を考慮した護岸整備というのは難しい部分もあるのではないかなと思っております。

そういう意味で、ぜひともせつかくの県のやる事業なんですけど、地域住民の意見を聞くという話を生かして、町でも積極的にそういう安全対策も含めて護岸工事の改修、それからこれが完成した暁の施設に対してやっぱり積極的に携わっていただけると、地域の皆さんが楽しんで使える一つの町の名所にも生まれ変わる大切な事業と思っておりますので、ぜひとも町のほうも積極的に介入していただければと思っております。

いわゆる安全対策ということで、当然、工事におかれましては防護柵などのことは承知はしておるんですが、どうしてもその完成を考えるとどうなんでしょう。やっぱり現在の、それは測量を終わって設計を見てみないとと言われてればそれまでなんですけど、どうしても現状を見ると何というんでしょう、川の横の傾斜がきつくなる

ような工事にもなると思っております。そういう面で例えば万が一子供たちがその川にはまった場合とか、そういう場合にも何とか危険がないようにというのを願っておりますが、例えば震災、東日本大震災で海岸線が大きく被害を受けまして、防潮堤が建設されました。要は完成予想図も分からずに、ただ防潮堤を全部沿岸に造りますというような説明があつて、実際工事が今も進んでいる最中ではありますが、当初やっぱり地域に住まわれている住民は不安、何というんでしょう、要は建造物が無機質で何か景観を損ねるんじゃないかというだけの不安を抱えて反対反対みたいことを騒いでいたんですが、いざ、私も地元、出身が気仙沼なので何度か足を運んだ際に、防潮堤を何か所か見たときに、結構やっぱりすてきな防潮堤に仕上がっている部分もありました。新たな使い方というのも地元で考えられて利用方法がしっかりとされている、やっぱり物が完成すればそれに合わせて使い方も変わるというようなことがありましたので、ぜひ今回の洞堀川改修工事に伴って町としてやっぱり積極的にぜひ関わっていただきたいなということがあります。

もう一度町長にその辺の改修の安全性を含めて、その完成をイメージした地域の住民の皆さんの使われ方というのを町長のイメージでお話をさせていただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

さっきの答弁でちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、県の工事でありますけれども、町は積極的に関わっていくということは当然のことです。ですから、そういった安全性とか、その景観につきましても当然、町としても関わっていくということでございます、意見を言って。また、県としましても地元の方々の説明会ということも必要であるということでございますので、そのときにも参加された方々からは積極的な意見を言ってもらえればというふうに思っております。

景観とかあそこにつきましては、新しい町といいますか、南区画という形のものでできているわけでございますので、基本的に新しいところでありますけれども、今後あそこが、今も憩いの場でありますし、当然これからもそうなるということでもあります。

安全性につきましても、当然深くなるという部分が出てくるとすれば、その安全を

確保するための措置とかそういったものはしっかりやってもらわなければまずいわけ
でございますから、そういったことについては当然、当然と言ったらあれですけど
も、町としましては安全あるいはおっしゃるとおり景観についても、あそこの場所、
七ツ森を真正面に見る場所でもありますので、また、公園からの景観等もございます
ので、そういったものが損なわれることのないようなことについては積極的に県のほ
うにもお話をしながら、せっかくやってもらいますから皆さんにいい工事をしたと
言ってもらえるように、そういった工事をするように町としても県のほうに積極的に
関わって意見を申し上げていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

心強い答弁をいただき、そしてまた、地域の皆さんが不安に思うのは、先ほどもち
らっと例えの中でお話ししましたが、やっぱりこの先どうなるんだろうというのが目
に見えないと、やっぱり住まいしていても不安のほうが大きくなるので、ささいな情
報でも構わないので、ぜひとも今度はこういう時期にこうなりましたとか、例えば今
お話があったように測量が終わりましたという事実があれば、そういう測量をさせて
いただき測量が終わりましたという事実を小まめに地域住民にお示しいただければ、
地域の皆さんも安心して、今度こういうふうになるのかな、どういうふうになる
のかなというふうな楽しみに変わると思いますので、ぜひともその情報の公開とい
うか見える化を進めていただきたいと思います。

その見える化について、町長、一言。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

進捗状況といいますか、そういったものをお知らせするという事は大事なことだ
というふうに思っています。また、例えば工事の期間中に県のほうから来てもらって
進捗状況を説明してもらおうとか、そういったことも場合によっては可能なんではな
いかと。そういった形も含めて皆さんに見える化、取り組めればというふうに思
います。

議 長 (高平聡雄君)
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

続きまして、3問目に入ります。

吉岡南地区西部の安全対策は。

吉岡まほろば二丁目には多くの方々が住んでおられます。

吉岡西部地区の開発も決まり、役場前の道路も西側の国道まで4車線化が決まりました。役場前の信号を起点に西側の次の信号機から約1キロにわたって信号機や横断歩道がない状況であります。そのないという理由を当時は聞いたんですが、開発当時と状況が大きく変わってきています。

また、大和駐屯地から南に向かう道路は、町道吉岡吉田線の信号機しかなく、その信号機から約200メートル南側に横断歩道が設置されていますが、緩いカーブとなっており見通しが悪く、右折車線を含めると5車線を横断するぐらい幅広いことになっております。

このような状況で町として吉岡南地区西側の安全対策をどのようにするのか、以下の2点を伺いたいと思います。

1 要旨目、現状の交通安全対策は。

2 要旨目、将来的にどのようにするのかを伺います。

議 長 (高平聡雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、初めに現状の交通安全対策は、であります。

吉岡まほろば地区の外周となり、吉岡地区の骨格道路であります町道吉田落合線、町道高田大童線につきましては、当初、昭和48年に都市計画道路として都市計画決定され、平成14年から平成18年において組合施行で行いました吉岡南第二土地区画整理事業により整備されたものであり、それぞれの路線は車道4車線と両側歩道が設置され、歩車道分離により交通安全に配慮しているものとなっております。そのうち、各交差点の形状等につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合と宮城県公安委員会の間で協議を行い、現在の形状により整備、供用開始されたものであります。また、交

差点内の横断歩道や信号機の設置につきましては、横断歩道設置基準等により宮城県公安委員会において必要と認められた箇所に整備されたものとなっております。

その他の交通安全施設につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合にて、夜間の照度確保のための道路照明灯や歩道からの飛び出しを抑制する防護柵及び車道の区画線等を施工したものでございます。その後、交差点を含みます道路については町に移管され、現在町道として維持管理を行っております。

次に、将来的にどのようにするのかであります。

町道吉田落合線の4車線化や県道大衡仙台線吉岡大衡工区が開通した場合には、通勤や物流輸送等の通過車両の流れが変わり、交通量の増加が想定されますことから、各交差点の状況を見極め、所轄であります大和警察署と連携しながら、横断歩道や信号機の整備について整備者であります宮城県公安委員会に対し、地域の意見を踏まえ、適切な時期に要望等を行ってまいりたいと考えております。

また、町道の維持管理につきましても、住民皆様や区長さん等から異状個所の連絡があった場合には、速やかに現場を確認し、適時補修等を行うほか、都市建設課職員及び維持管理業者による道路パトロール・点検を実施し、交通安全対策に万全を期してまいります。

また、交通安全協会各支部、各地区の皆様には、地域の交通安全運動、見守り活動をはじめとしたボランティアにご協力をいただいておりますことから、今後も引き続きご協力をいただきながら交通安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

最後に、道路整備であります。町道吉田落合線と町道高田大童線の交差点につきましては、吉田落合線の4車線化に伴い、現在の暫定交差点から信号対応交差点になるよう計画し、現在、宮城県公安委員会と協議し、横断歩道の設置もお願いしながら進めているところでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4番 (佐藤昇一君)

それでは、再質問をさせていただきます。

最後に答弁をいただきました「信号対応交差点になるよう計画し」というところな

んですが、町の外れと商業施設のあるあの交差点なんですけれども、あそこでかなりの事故が起きているのは、町長、ご存じでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
あの交差点につきましては事故、特に開通した当時、大分多かったというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

開通した当時ではなくて、もう直近の状況で私が目にしただけでも3件ぐらいあります。それと、私が体験させてもらったのは、あの道路で逆走がありました。やっぱり先ほどの高田大童線というんですかね、あの自衛隊から来た道路、あその道路で、当然私、商業施設のほうから右折をして自衛隊のほうに向かって自宅に戻る最中だったんですけれども、あそこは当然4車線なんですけれども、夜だったので、やけに対向車のライトが自分に近いなと思ったら、逆走車でした。多分こちらの西の地区から右折してきたんでしょうけれども、そのときはその対向車にクラクションを鳴らしてパッシングもしながら、ここは逆走だよという合図をしたら、対向車のドライバーさんもスピードを緩めてくれて、ああ間違っただけみたいな感じで、教えてもらってどうもねみたいな感じで会話をして、私が通り過ぎた後すぐUターンをしてきちんと正規の車線のほうに移られたんですけれども、そういう勘違いとか、それからどうしてもあそこで何でしょうね、例えば交通量と言っていいのかあれなんですけれども、あの周辺に住む、例えば私、この前何人住んでいるのかという情報をいただいたので、例えば吉岡南一丁目で令和3年10月31日発表のお住まいになっている人数なんです、吉岡南一丁目で1,275人、二丁目で1,109人、吉岡南三丁目で1,411人、それから吉岡まほろば二丁目で1,149人、この4地区だけで4,944名の方が住んでおられるという統計をいただきました。

それから、あの道路に関しては城内の地区に住む方もご利用されるし、そしてまた、

当然、吉田地区の方も使われます。それに伴い、物流とか、それから工業団地への通勤に使う方も抜け道としてかなりの台数も通勤路として使われておりますし、それから要は観光に訪れる方もどうしてもあそこの道路を使って行くということで、当時言われていた土地組合が整理した頃にできた道路とはまるっきりこの道路の環境は変わっております。なので、早急に安全対策をとるという思いがありまして今回質問させていただきました。

そのほかに役場前の落合吉田線、この辺でも大きな事故が続いているのは、町長、ご存じだったでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
はい、知っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

そしてまた、先ほども質問の中に役場前の信号を起点に西側の次の信号機から約1キロにわたって信号機も横断歩道もないという状況なんです。まほろば二丁目地区にお住まいの方が向かいの商業施設に買物に行くのに交通ルールを守ったら、行くだけで横断歩道を渡るために2キロ行って、買物が終わってまた2キロ歩いて、往復4キロを向かいの商業施設に買物に行くのに交通ルールを守るとそういう行程を歩いて通行することになります。

ぜひこの、今の検討しているという答弁をいただいておりますが、もちろんそれが設置になる時期というのはまだ明確ではないんでしょうけれども、その辺の見通しはいつ頃になるのか、お答えできるなら。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それは信号の件ですか。（「はい」の声あり）信号につきましては、今あそこは工事を4車線化、また西に向かって進める準備をしました。準備といいますか予定、工事にかかるところでございますが。したがって、進むということかもしれませんが、その工事が終わったところに合わせた形での設置になるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

例えば令和何年の何月というふうな明確な時期はなくとも、今のようなあの道路の4車線化工事が終わった時点で設置になるとか、そういう情報が見えると、地域に住んでいる皆さんも、先ほどの洞堀川の話ではないけれども、やっぱりその情報を小まめに発信していただき、あの4車線化が完成した際には信号機がつかますとか、そういうレベルで情報をぜひ地域の皆さんにこれも小まめに出していただくと地域に住んでいる方の安心が違いますし、それとやっぱり車を運転されている方々が通行するに当たって、かなり朝の通勤時間帯、いろいろな方面からの、どうしても直線道路が優先にはなるんですが、そこから枝道から出る方々がなかなか出られなくて渋滞が起きているというのも聞いておりますので、その辺の明確な時期は答えられなくても、今言ったようにこういう工事が終わったらここに信号をつけますとか、そういう感じの情報を発信していただきたいと思います。

それから、道路維持管理についてということだったんですけども、住民の皆様や区長から異状箇所の連絡があった場合にはというような答弁をいただきました。これ、住民の方が連絡する場合はどちらに連絡をすればよろしいでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どこでもいいと言ったら変ですけども、どこで駄目ということはないんですけども、基本的には担当課、都市建設課に連絡をいただければ一番状況とかもつかみやすいのではないかと。だからといって都市建設課でなければ駄目だということはない

ので、それは知っている職員がいれば職員に話してもらってということでも構いませんし、我々に言ってもらってもそれは一向に構わないというか、どこでも構いませんという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、大丈夫です。

議長 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

今こういう聞き方をしたのは、やっぱり住民の方、ここに、道路に穴ぼこが空いていたよとかというのをどうしても役場に連絡するというのはハードルが高いという人が多くて、なかなか情報を持っていても言えないという話も伺いましたので、あえてこの場でお聞きをさせていただきました。とにかく何かがあれば役場のほうに連絡をしていただければということが分かっただけでまた安心度合いが変わりますので、伝えさせていただきたいと思います。

それから、答弁の中にもありました「交通安全協会各支部とか、各地区の皆様、交通安全運動、見守り活動をはじめとしたボランティアにご協力をいただき」ということなんですが、本当にこれ、皆さんの協力をいただいて子供たちの安全・安心もそうなんですけれども、やっぱり地域の皆さんが、お年寄りが子供たちを見守っていただいているだけでどれほど交通安全につながっているかというのを本当に身を挺して感じるところがありました。

昔の立場では学校のPTAの長をさせてもらっていたときにも、頻繁にそのボランティアの皆さんとの会合があった際には本当に御礼を述べさせていただいて、どうしても子供を授かった親の身となれば心配なんですけれども、そういうふうに地域の皆さんがしっかりと見守っていただいているということを見ると、安心して学校に送り出せるということを体験させていただきましたので、これも併せて町のほうからも一生懸命協力をいただいていると思いますので、その辺には感謝をいたしております。

現在の吉岡まほろば二丁目を囲む、先ほどから説明のあった大きな道路なんですけれども、逆に私が質問でお話をしました自衛隊のほうから下ってきての道路、そこが吉岡吉田線のところに1か所しか信号がないという、その次の横断歩道、この辺にも信号機を設けていただけるようなことはできないものかと思うんですが、その辺の思いも町長のほうから聞かせてください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

信号機とかそういった交通の設置ということでございますけれども、これにつきましては危険箇所と言ったらおかしいんですけども、そういった箇所にやっぱり必要なんだというふうに思います。ただ、ただと言うとまた怒られるかもしれませんが、いろいろな基準があるわけございまして、交通量の問題とかそういったことがあります。

ですから、そういったものについては必要性があるとなれば、町とすれば当然、公安のほうにお願いするとか、そういった形で運動、運動といいますかね、やっていくところになりますので、いろいろご相談をいただいてどういう状況であるか、町としてもつかんでいる部分がありますので、そういったことを併せて地区の方が一番この場所に、あるいはこの横断歩道につきましても必要ということについていろいろご相談をいただければ、一緒になって考えて警察あるいは公安のほうにお願いしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

質問を終わりにさせていただきたいんですが、最後に私のほうから。やっぱりどうしても上部機関との兼ね合いもありまして、いろいろな関係団体とのつながりもあると思いますが、ぜひとも住民の声を再度お聞きいただいて積極的に町のほうが働きかけていただいて、地域住民がよりよく住みやすい方向にまちづくりを進めていただければと思ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君の一般質問を終わります。
7 番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

それでは、通告に従いまして一般質問を開始いたします。

1 件目でございます。第五次総合計画についてお尋ねをいたします。

第五次総合計画の策定については、序論にもありますように「今後の町の発展のためには、産業のさらなる活性化や、市街地のにぎわい創出をはじめ、地域の特性を生かした施策を打ち出していく必要があります」とございます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1 要旨目、今回、町から町民に示された基本構想「まちの将来像」の部分が「今後意見を集約し」という表記になり、空白記載となっております。どのような経緯でこのような表記にされたのでしょうか。

2 要旨目、にぎわい創出事業の図書館等建設であるが、建設について町民との議論が少ないと感じるとともに、具体的な構想が全く見えてきません。どのような施設で、本町にどのような効果をもたらす施設を考えていらっしゃいますか。

3 要旨目、本町には各地区に様々な歴史、文化があります。町の活性化には歴史というものが大切なキーワードになると思いますが、今回の計画の主要課題には歴史の掘り起こし等の記載がございません。どのような理由でこうされたのか、お尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、馬場議員の第五次総合計画策定についてのご質問にお答えをします。

1 要旨目の「まちの将来像」に関するご質問についてでございますが、現在策定中であります大和町第五次総合計画につきましては、昨年度作成いたしました骨子に基づきまして、庁内各課長等で組織しております策定委員会のほか、審議会委員の方々からのご意見等を頂戴しながら、第五次総合計画の基本構想(素案)を作成し、本年8月12日の全員協議会におきましてご説明させていただき、その際、計画の構成等につきましてもご説明をさせていただいたところでございます。

その後、住民説明会を開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等によりまして、説明会を中止し、住民皆様には資料配布及び町ホームページ上での意見照会に変更してご意見を頂戴することといたしましたものです。

本計画の構成は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成いたすもので、基本構想（素案）では、第1編「序論」を4章構成とし、第1章は「計画策定の背景」、第2章では「本町をとりまく現況」について、第3章では「住民・関係者意見」としましてアンケート結果を記載し、第4章ではそれらを踏まえての「まちづくりの課題」につきまして、骨子で区分いたしました施策分野別の主要な課題等を記載いたしますとともに、第2編「基本構想」では、第1章を「まちの将来像及び基本方針」とし、第2章を目標とする将来人口としての「将来フレーム」につきましてお示しをさせていただきました。

その際、「まちの将来像」につきましては、骨子の今後のまちづくりの方向性により、「産業・自然・環境」部門、「子育て・保健福祉・教育」部門、「防災・定住・協働」部門の3つの部門ごとに「まちづくりの基本方針」を定め、現在作業を行っております「基本計画」の「分野別施策」等の内容を検討し、重点的に取り組むプロジェクト等により「まちの将来像」を定めていくこととしているものでございます。

続きまして、2要旨目についてお答えします。

にぎわい創出事業につきましては、本年2月の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、本年度におきまして「にぎわい創出事業」の具体的な事業内容及び事業手法の検討をするために、住民アンケート調査、対象者が5,415人で回収率が47.9%でしたが、このアンケート調査の実施や様々な世代、これは児童生徒15名、子育て世帯等14名、地域住民等15名、合計44名でございますが、こういった方々の意見集約を行うための住民懇談会（ワークショップ）を10月から1月までの間で3回開催し、住民の皆様のお聞きしながら図書館機能等を備えた多目的施設の基本構想等につなげようとするものでございます。

具体的な内容につきましては、ワークショップでいただきましたご意見等を踏まえつつ、庁内各課長等で組織しております検討委員会におきまして検討、協議を行っております。

また、期待される効果では、図書館機能を持った施設を整備することによりまして、当該地域への読書を楽しむ方や勉学にいそしむ方等の施設利用者の増や、町内外の方々の交流を目的とした多目的施設の整備により、新たな交流が生まれることでの相乗効果によって、吉岡地区市街地、既存商店街でございますが、この商店街周辺のにぎわい創出につながるものと考えております。

次に、3要旨目についてでございます。

大和町第五次総合計画策定に向けた骨子の「教育・文化・学習」部門の中では、本

町の歴史、文化について「充実した歴史文化資源や施設、歴史学習機会」等について強みと捉えており、将来像を考える上でのキーワードでは「子育て・保健福祉・教育」部門においての一つとしております。

本町の歴史や文化は、いにしえから続き、多くの人々に脈々と受け継がれているものと考えております。町内各地域にごございます貴重な文化資源の調査研究や伝統芸能等の継承、保存と活用等につきましては、生涯学習活動の中の一環として主要施策に位置づけ、推進を図ってまいります。

以上です。

議長（高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

それでは、午後の分もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

裏では国会中継を行っているようですが、我々地方議員もしっかりと議論をしていきたいと思うところがございます。よろしくお願ひいたします。

まず、1要旨目について再質問をいたします。

「まちの将来像」の部分が空白になっているという質問でありました。ご答弁は、これまでの経緯並びにこういう議論があったと、こういうふうにしてつくりましたというご答弁でありました。空白になった、どうして空白にされたのか、まずそこをお伺ひいたします。

議長（高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

空白、結果的に表現上は空白になっておりますが、先ほども申しましたとおり、将来像につきましては積み上げていった中で皆さんのご意見を聞いて、そして施策等々もある程度考えた中で将来像というものがいろいろそういった施策からも出てくるといことでありまして、そういったものを積み上げた結果として将来像というものを表そうということで、図上は空白になっておりますが、その積み上げを最初にやっていって、それから将来像につなげていこうといひますか、そういった思いの中で結果的にそうなったということでございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

ボトムアップ方式というんですかね、積み上げ方式というんですかね、そういうお考えでこういうふうな表記にされたということでございますが、総合計画というのは要は町の将来像ですよ。こういうふうな町で大和町はこういうふうに進んでいくんだというところの、これ、木で言うと幹の部分というのはこれで出されていますか。以前我々に、ちょっと小さくて申し訳ないけれども、これだと木の幹の部分ということで我々にご提示をされている。木の幹、空洞じゃないですか。

これで要は町民の方たちに、じゃあ、あなたたち、どういう町にしたいんですかと積み上げていって、果たしてそれが本当にこの町の進むところに行くのかどうか。そこに町長のお考え、町長はこういう町にしたいという意思で立候補されて町長になられているんですよ。我々も立場は違いますけれども、方向は同じだと思っています。町長の目指す将来像というのはここに反映されるんですか、されないんですか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりでございますので、私の意見というか、そういったことももちろん私としては申し上げて入れ込んでいくといひますか、それはございますけれども、最初から私だけのものではもちろんないと思います。計画ですから、そのとおりそういう考

え方といいますかね、最初に示しをして、そしてそれでやるという考え方もあるのかというふうに思います。それだけ先行してしまうといいますか、そうしたときにそのイメージがそちらのほうに偏ってしまうということも、ある程度の文章であるものですから、その全ての思いが入っているわけではございません。どうしてもそういったものがあると、いろいろな考えがあると思いますけれども、そのことに何といいますか、言葉にはいろいろな意味合いがあるんですけれども、どうしても読み取る人方の考え方として偏りではないんでしょうけれども、広がりがないといいますか、そういったことにもなるのではないかというふうなことも考えたところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

いろいろ考え方、確かに、私は逆に言うと、ある程度町長のこういう町にしたいんだと、ある程度皆さんから町民の方からもお聞きになるでしょうから、こういう町にしたいんだというのが出たら、それをある程度ここにのせて、例えば今後仮にそういう積み上げの中で新たに何かが出てきたときには手直しをするということは、私は何となくだけでも分かります。だけれども、白紙の状態では要はこれから積み上げて皆さんの議論を聞いてお出ししますというのでは、やっぱり町民、どこに行ったら分からないし、この町、どこに行くんだろうというふうに思う方も中にはいると思うんですよね。

ましてこれ、第四次総計、前倒ししてやっているんじゃないですか。やっぱり町長の強い思いが入っていると思いますよ。何かの機会で町長が、要は時代の流れが変わってきているし、環境も変わってきていると。であるから、要は第四次の後期分を若干倒して第五次総計をつくるんだと。そういうお考えでしたよね。それで間違いないですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ちょっといろいろあるので、言葉一つで言えないところがありますけれども、総合

計画、第四次につきましては見直しをして進めてきた経過がございます。そのとおり、そういった状況でやってきたところでありますけれども、言ったとおり時代も随分変わってきて、コロナがあったりということで環境も変わってきているということでもありますので、そういったものについて延期してきたものについては早めに切り替えたということがございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

少し視点を変えて言わせていただければ、ここを空白にしているということは、逆に言うと町民の方から積み上がったものをここにのせて将来の町の姿ということにしました。ということは、これはあなたたちがつくったんだから、あなたたちでやりなさいよと責任をそちらに押しつけているようにも見えないこともないですよ。だから、ここは非常に難しく、町長も多分難しいと思ってこういう表記にしたんだと思うんですが、やっぱりある程度、浅野 元町長としてこれまでの昭和何年でしたっけ、四十何年かな、昭和47年か、に基本構想を策定して、そこから第一次、第二次、第三次、第四次、今回で第五次ということで、やっぱり積み上げる部分とあとは省いていく部分と。昭和47年のお話だとたしか昔あったキドッコの辺りを中心として大衡まで含めて何万人という構想が、ちょっと詳しく数字は私も記憶しておりませんが、そういう構想があったと聞いております。その中で時代の流れによってやっぱり取ってきたものもあるんだと思いますよ。

ただ、これからの時代に向けて大和町はこういう方向に行くんだというのをやっぱり町長、少し強く言うべきじゃないですか。私はこういう町を目指すんだ、こういう方向に行くんだと。いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

無責任という言葉につきましては、非常にショックでありますけれども、最終的に責任を取るのは当然そのときの責任者である町長、今であれば私になります。10年後

について、計画ではありますけれどもやっていくということでございます。そういうことですので、責任は当然取らなければいけない。

今お示ししている段階では計画が確定しているものではなくて、途中経過について皆様方にお示しして、また、ご意見を頂戴している状況です。ですので、これが確定してこれで決まったということではないものでありまして、あくまで今、その途中経過でございますので、そういった意味で途中経過については議員の皆様にも今度またご説明するんですけれども、審議会とか、あるいは来週から、今度の日曜日からああいった形でご意見を聞きながらそれを詰めていっている状況でございますので、そういった意味でその途中であるということ、途中をもう少ししっかりと示せというご意見だというふうに思いますけれども、確かにそういった意見といたしますか考え方もあるのだろうなというふうには思いますけれども、今回のやり方についてはそういった形で、今申しましたような形で計画を積み上げていくということで進めておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

この点については町長と私の考え方に少し差異があるのかなと思いますけれども、私のような考えを持つ方も少なからずいらっしゃると思います。

今度、住民説明会ですか、やられるということで、なるべく人が来るような方法、方向で、今はちょっとコロナが収まっていますから、やっぱりいろいろな町民の方を、町長がおっしゃるんであれば数多くの町民の方から意見をもらうべきだと。そこはお分かりですね。そこにやっぱり町長としてのお考えもあるんでしょうから、町長は慎重深くてあまり自分の考えを言わない方ですけども、この第五次総計に関してはやはり町長の意向を少し強めに入れていいと私は思いますよ。ぜひ多くの町民の方の意見を取り入れながら第五次総計、もちろんいいものができるように我々も協力できることは協力しますから、ぜひつくっていただきたいと思います。

2 要旨目に入りたいと思います。

同僚議員からも質問が出ておりました。図書館のような機能を持つ施設ということで。私、今回この質問をするに当たって何か資料はないかなと思っていたら、猪谷千香さんという方が出された「町の未来をこの手でつくる」という紫波町のオガールブ

プロジェクトを調べて書かれたものがありました。これを参考に少し議論をさせていただきたいと思うんですけども、今回この施設を建てるに当たってというか、これからまだ計画段階でしょうけれども、に当たって町長はPPP方式、いわゆる公共サービスの提供や地域経済の再生など、何らかの政策目的を持つ事業が実施されるに当たって、官と民が目的を決定し、施設建設、所有、事業運営、資金調達など、何らかの役割を分担して行うこと、この方式なのか、それともPFI、行政が事業計画を立てて、民間業者は資金やノウハウを提供する方法、どちらを、今急に聞くのかもしれませんが、どちらを基にやろうと今のところ思っているのかをご答弁いただきたい。

議長（高平聡雄君）
浅野 元君。

町長（浅野 元君）
現在のところ、まだそこは決定というか確定はされておられません。PFI、PPPといろいろやり方があるところでございまして、その事業規模によっても違ってまいりますし、民間を巻き込むとすれば当然採算性とか、そういったことも当然ですが考えていく。公営であってもそこは考えるんですけどもね。そういったことがありますので、その規模とかそういったものについての研究、検討といいますか、を今進めているところですが、そのやり方につきましても現在そういった方法についてどの方法が一番今回の計画に合致するのか、合うのか、そういったことを併せて今研究しているところでございます。

議長（高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番（馬場良勝君）
先ほどご答弁の中で「他目的施設の整備により新たな交流が生まれることで、相乗効果によって吉岡地区市街地、既存商店街周辺のにぎわい創出につながる」とご答弁がありました。

しかしながら、著書の中では「商店街が復活すれば、町全体が再生とする商業至上主義の都市再生は誤りだった」と述べている方もいらっしゃいます。私も、ああ、そ

ういう部分もあるなと思いました。これ、重要じゃないですか、この部分というのは。だから、何というんだろう、図書館の機能を持ったような施設を例えばPPPにしろ、PFIにしろ、昨日の答弁では上・中・下という吉岡地区ということでお話しされましたけれども、造ったからといって、そこに集客して商店街を売ろうなんて、私はこれっぽっちも思わないんですけれども、どうですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
そういったものを造ったから全てが解決するということではないというふうにもちらん思っております。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）
もう1点、この著書の中で「道路を造ったり、いっぱい建物を建てたりすれば町がよくなるというわけではない」と。制度や商業ではなくて人間が、要は町民がここに住んでよかったと、ここだったら住みたい、ここだったら生涯を終えてもいいという町をつくらなければいけないという方向に向かって、ちょっとオガールは町有地の大きい空き地を、それもしかかも駅前ですね、電車のね。そういう部分に役場なりなんなりを、ちょっと規模が我が町とは違いますけれども、でも町長も多分ご覧になっていますよね、紫波町の施設を。ということであれば、やはり少しは参考になさっているのかもしれないかなと思ひまして、私はこの本を参考にさせていただきました。

もう1点、別の角度でお伺いをいたします。年間の入り込み数、仮にその施設を造ったときにどのぐらい入られると思いますか。我が町は2万8,000人弱。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、その年間入り込み数というものについては具体的には出しておりません。いろいろ施設、今いろいろご意見を聞いている中でありますけれども、図書館機能をつけて、図書館だけがちょっと話題になっていますけれども、そういうことではなくて、様々な、全てが入れられるわけではないんですけれども、そういったものを、要素も考えていきたいというふうに思っていますので、できるだけ多くというのはもちろんでありますけれども、今、具体的に何人をといるものは持っていないということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

私は入り込み数は非常に大事なものだと思っています。なぜならそこで要は動く人数ということになりますから、ただ、地理的にはなかなか難しい。電車の駅があるわけでもないですし、ただ、隣には富谷市も仙台市もある。果ては古川もある、松島も。その方たちがいかに大和町に来てくれるかという施設を造るように考えれば、あるいは商店街の活性化につながるツールの一つとして、町長も多分そういうお考えだと思うんですね。あくまでもそのツールの一つとしてこの図書館のような施設をお考えだと思うんですけれども、私の理解でよろしいかどうかお答えいただければと。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ツールの一つということでございますけれども、それで、一つのものでそれがそれだけで終わるというものではないというふうに思っています。昨日のご質問でもちょっと答えています。だから、それが仙台とか松島とか、要するに観光という形まで、あそこの紫波はそういった視察関係とかでそういったこともあるようでございますけれども、視察以外で観光で来るとかというのはちょっと何ぼ入っているか分かりませんが、今考えていろいろご意見を頂戴しているものにつきましては、そういった観光客に来てもらう、興味を持って来てもらえればそれはいいです。大変ありがたいですけれども、そういった方々までを対象というふうに、あまりそんなに大きくは

ないと言うと語弊があるかもしれませんが、どなたが来てももちろん結構なわけでございますけれども、人が集う、にぎわうという、やっぱり人が集う場所が大事だというふうに思っております、そういった意味での考え方でございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）
今のご答弁ですと対象者は大和町民だけですか、今回の図書館を持つような機能。そのように聞こえたんですけれども、非常に規模が小さく聞こえるんですが、ちょっと私と町長の考え方に乖離があるのかな。ちょっとお伺いをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
いわゆる観光施設とか、そういうものではないということでございます。もちろん、例えば利府に今度できましたけれども、ああいうところに我々といいますか、皆さんが行ってということもあるんだと思いますので、そういったものは当然あるわけでございますけれども、何といいますか、名所という言い方は観光名所というイメージとはちょっと違うと言ったらよろしいんですかね。そういった施設に行ってみたい、あるいは子供さんを連れて行ってみたいとか、そういったことのイメージはもちろんありますけれども、観光客がバスで来て入るとか、そういったところのイメージはちょっと違うといいますか、来て駄目だということではないんですけれども、そういうことでございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）
何となくおっしゃりたいことは分かるんですけれども、要は想像ができないのであれですけれども、この著書の中で町の職員をこの施設を造るために、大がかりのオガ

ールプロジェクトですから、町の職員を東洋大学大学院の経済学研究科、これの公民連携専攻というところに派遣されているんですね、勉強をさせに。要はそういうものを造るときに非常にいろいろなものが必要で、やっぱり政策になってくるんですね。その場合に、じゃあどういうものが必要なんだ、どういうふうに資金を集めるんだ、どういうふうな建物を建てるんだというのを、町から職員をわざわざ派遣して学ばせているんですね。週末だったかな。

町長も職員を派遣されたらどうですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
派遣して勉強するという事はいいことだというふうに思います。ただ、今回の施設の場合は、紫波の場合はご存じのとおり町をつくるという計画の中で、その建物一つではなくて、いろいろな建物があって、そこにどうしようという総合的というか、今のもこちらも総合的ではあるんですけども、そういったレベルといいますか、ということでございますので、残念ながら今回のこの事業について、いろいろ勉強はもちろんです、派遣をしてというのは今のところは考えておらないところです。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）
私は派遣するべきだと思いますよ。今、町長は総合的におっしゃいましたけれども、やっぱりこれから吉岡地区、総合的にいろいろ考えなければいけない時期が来るんじゃないですか。建物も含め、学校はもう計画段階を過ぎて入っていますけれども、そろそろというか、もう遅いぐらいだと私は思いますけれども、やっぱり全体で下・上・中、全てを含めて吉岡地区、ここの地区をどうやっていくんだというのをやっぱりそろそろ総合的に、ぽつらぽつらじゃなくてやるべきだと思いますよ。

まして、建物を建てるのであればランニングコストがかかります。10億円だったら、恐らく4倍、5倍と言っていますから、40億円、50億円のランニングコストがかかっていくんですよ、ずっと。であれば、私は町長がおっしゃる、もし仮に図書館のよう

な施設があるのであれば、そこに要は採算の取れるお店を何軒か置いてもらって、テナント代をもらってと。ところが、今までのものはその採算を取るテナントに採算の取れるお店が入ってこないから、全部撤退するんですよ。だから、その業者も今回のこのオガールプロジェクトでは全部選定して、もちろんそのランクに達しないところははじかれたところもあるそうです。ということはやっぱり競争させて、こういうものを売りたいというその熱意と情熱があるお店をテナントとして入れたんです。そこから固定資産税だのなんだのを頂いて、それを今度、図書館の運営に回してやっていると。非常に理想的だと思いますけれども、いかがですか。

議長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

テナントに入ってもらってという、言ってみれば利益もやるという形、そういったやり方ももちろんあるんだと思います。希望もあると思います。オガールにつきましても、ご覧になっていると思いますけれども、入ったところもあるし、出るところもあると。空いているところも随分ある状況です。普通の日、行けば閑散とした、たまたま私が行ったときだけかもしれませんけれども、そんな状況もありますし、非常に難しい問題だと思うんですね、これね。

ですから、おっしゃるとおり、そこを大きく考えていかなければいけないといいますが、まちづくりですから、一つのここだけの拠点の問題ではなくてということになってくるといふふうに思いますけれども、総合的な勉強をということでのお話だといふふうに思います。

先ほどこのことについての派遣とかというのはというお話をさせていただきました。将来的に向けて今、県に派遣をすとか、そういったことを勉強する機会というのは、これは職員を育てる意味でこの事業とかは別にしまして、そういったことはあつてしかるべき、しかるべきといえますか、あつて勉強してもらいたいというふうには思います。

議長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

私もちょっと熱くなってしまったんですけども、非常に、要はいいものを造ってほしいと。これは間違いなく思っているわけです。町民のために必要な施設であって、町民を巻き込んで、下手すれば町民の方が運営するようなものに持って行っていただきたい。そうするとやっぱり皆さんが使えますから、官だけじゃなくて、要は皆さんだけじゃなくて、これからの地方自治というのはそうなんだと思いますけれども、やはり町民をいかに巻き込むか、町民の意見をいかに取り入れるか、いかに実現させるかという方向に行けば、非常にいい方向に向かうんじゃないかと。もちろん町長は以前からやる気があるんだったら手助けするというお考えの持ち主ですから、それは私も存じていますし、やっぱり町民の方のやる気だったり、そういうものを引き出すように、これからどこの場所にするか分かりませんが、何のために何をするのかという部分をもっともっと町民の方と意見交換をしてやって行っていただきたい。

ということで、3要旨目に入りたいと思います。

3要旨目ご答弁の中で「本町の歴史や文化は、いにしえから続き、多くの人々に脈々と受け継がれているものと考えています」、非常にそのとおりのご答弁をいただきました。ところが、この基本計画の中では、骨子の中で強みの部分で「充実した歴史、文化資源、施設、歴史学習機会」とあるんですが、そこからだんだんだんだん詰めていくと最後の方向性のところにはもう歴史という言葉すらないんですよ。とても不思議ではない。

古くを言えば1616年ですか、吉岡、伊達宗清さんですかね、という方が鶴巢の下草から、あそこは水害が多いですから吉岡に移ってこられたと。ちょうど何年か前で400年を迎えたんですよ、吉岡に移られてから。要は1616年ですから、400年を足すと2016年、2016年に400年の事業を迎えられた。350年のときにはたしか小さいお城の模型みたいなものが写っているような資料を私も拝見しましたがけれども、400年のときには何もイベントがなかったと。商工会の方々の動きがあったのか、それとも町が動かなかったのか、そこは私は存じ上げませんが、せつかくの機会だったので、ちょうど「殿、利息でござる！」の後ぐらいじゃないですかね、この時期だと。もったいないと思うんですけども、町長、もったいないと思わなかったですか。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もったいないということは、その歴史のそのイベント的にやらなかったことについてなんでしょうかね。イベント的には町ではちょっと取り組んでおりませんでした。前の話についてもご存じのとおりですが、あれは町でやったわけではなかったというか、商工会の商工者と言えばいいんですかね、範囲がちょっとそこまで分かりません。そういった方々の有志の方々にやっていただいたというふうには聞いております。

それに取り組まなかったかということでございましたけれども、実際それはやらなかったところがございますので、どういう方法があったのかも知りませんが、やり方についてはちょっとできなかったというか、やらなかったことが現実でございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

これ、富谷市だと2016年から2025年の総合計画の中で、宿場町富谷開宿400年記念事業というのが入っているんですね。それと一緒に多分あそこを造ったんだと思いますよ。ちゃんとまちとしてその歴史を生かしながら、生かしながらというか生かしてしっかりと実に行っているんですね。大和町はそういう部分では非常に弱いと感じます。そしてもったいない。先ほど、同僚議員からこの間の町長の手腕点検での話題が出ておりますけれども、時を逃がしている部分があるんじゃないでしょうか。やはり時に乗るという部分を先ほど同僚議員が申し上げましたけれども、そういうのを生かすというのも非常に必要だと思うんですね。

歴史財産でいえば、今のひだまりのところはたしか吉岡城の跡なんですよ。火の見櫓というんですか、大堤公園にあるのかな。あともう1か所、何かその土台だけが残っている場所もあるのかな。やっぱりそういうものをもう少し掘り起こして、吉岡宿の案内のものにはたしかそれが載っているんですよ。載っていましたよね、課長。載っていましたよね、火の見櫓跡ね。ということは、載っているんだけど、町民があまり分かっていないという部分も非常に残念。

古く言えば、吉岡小学校を卒業の皆さん、ここにいっぱいいると思うんですけども、元和の校歌ですか、元和の何とかという、始まっていくんですね、吉岡小学校。それがちょうど宗清さんのあたりのことを指すのが吉岡小学校校歌だと伺いました。で

あるならば、やっぱりそれ、教育委員会なのかもしれませんけれども、そういう教育はなさっているのかどうか、もう1点だけお尋ねをします。

議 長 （高平聡雄君）

馬場議員に申し上げます。要点をもう一度。

7 番 （馬場良勝君）

そういう歴史について今の生徒たちに教育をしているのかどうか、お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そのことにつきましては、教育長のほうからお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、馬場議員の質問にお答えします。

「元和の昔、沢埋め」という校歌については、吉岡小学校の校歌ですね、我々も歌ってきました。学校としては、校歌については校長のほうから式辞の中で話をしたり、あるいは学級活動の中で話をしたりすることはあると思うんです。

ただ、吉岡小学校で非常によかったなと思っているのが、数年前、学校の休憩時間のチャイムがありますね。あのチャイムに校歌を入れ込んだんですね。そんなことをしながら非常に校歌を大事にしていると。

それから、校歌の作詞をした方の原本も見つかっているんですね。それを校長室に展示してあるというふうなことで、吉岡小学校については具体的には把握していませんが、そんなことで校歌について関わっているということは聞いております。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

歴史の話で言えば、なかなかそういう下草に館があったとか、そのぐらいの話を私も小さい頃は聞いているんですけども、じゃあどこにあったんだとか、どこにどういものがあつたんだとかという教育はやっぱりちょっと薄いんじゃないかなと。要は大和町の中で吉田にしろ宮床にしろ、いろいろな歴史があつて、その地域だけでもいいからやっぱりこれは教育していくべきだと思います。ちらっとでもいいから、この町にこういうのがあつて、それが基となつて大和町というのができるんだと。そういう部分にも今後目を向けていただきたいと思います。

時間があまりないので、2件目に入りたいと思います。よろしいですか。

議長 長 (高平聡雄君)

はい。

7 番 (馬場良勝君)

少し突拍子もない一般質問になるかもしれませんが、始めさせていただきたいと思っています。

吉岡に酒蔵を、と質問をさせていただきます。

日本酒の消費量においては、国内では減少傾向にあると言われておりますが、海外においては日本酒の価値が改めて見直され、農水省の報告においても輸出は年々増加しているようであります。

日本では米の消費量が年10万トンずつ減少するという試算もあり、本年はコロナ禍ということもありまして米価概算金が大幅に下落し、本町でも対策を講じていただいたところがございます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

吉岡地区には過去に数軒の酒蔵があり、水、米、歴史と日本酒を造れる土台と物語がございます。米の消費という観点からも酒蔵の復活を推進すべきではないでしょうか。

2要旨目、欧米では海産物に合うワインは少ないと言われることもあと聞いております。それに対して、日本酒は海のもの、山のもののおいしさを増幅させることから、海外でその注目度が高まっております。

そこで、店と店とを徒歩で行き来できる吉岡商店街の利点を生かして、例えばフランス、イタリア、ドイツなど、各国料理のバルを誘致して、日本酒と各国料理との相性のよさ、おいしさを世界に発信する事業を提案いたしますが、どのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、次に吉岡に酒蔵を、についてお答えします。

1 要旨目についてであります。ご質問のとおり吉岡地区は江戸時代からの宿場町で県内でも有数の酒造地でありまして、日本酒「松華」で有名な早坂酒造店さんをはじめ、数軒の酒蔵がありましたが、現在酒造りについては全て廃業をしております。

米の消費という観点からも酒蔵の復活を推進すべきではとご質問でございますが、酒米は転作作物では加工米に該当し、平成18年度は町内酒造所にトヨニシキを宮床地区で作付し供給しておりましたが、米価の販売価格と折り合わず1年で断念した経過がございます。

現在は町内では1人の方が生産しており、富谷市の造り酒屋を実需者として取り組み、面積につきましても約3ヘクタールほどでありまして、実需者との結びつきがないと拡大が難しい状況でございます。

また、一概に酒造りといっても、杜氏の長年の知識と経験が必要で手間のかかるものと認識しておりますことから、吉岡の酒造りの歴史的背景はあるとはいえ、米の消費拡大に結びつけ、酒蔵を復活させるのは難しいものと考えております。

2 要旨目でございますが、日本酒は、近年外国人にも注目が集まり、酒蔵も海外に進出しており、正しい日本酒の飲み方やたくさんの種類の日本酒が広まったことにより、日本酒はおいしいということが認知され、海外で高い評価を受けているようでございます。

ご質問の吉岡商店街の利点を生かし、各国料理のバルを誘致してはどうかとの提案でございますが、バルとはスペイン語の呼称で喫茶店、居酒屋、食堂とコンビニエンスストアを一緒にした飲食店のことで、日本では「スペインバル」、「中華バル」、「和食バル」の国や文化だけでなく、「肉バル」、「魚介バル」など、店のメイン料理を示す言葉として用いられております。

吉岡地区には各国料理をメインとした既存の飲食店や居酒屋も数多くありまして、新たに店舗を誘致することで少なからず影響が出るのではないかと思います。

既存商店街の役割は、地域コミュニティの核として、単なる買物の場だけではなく、情報の提供や交流の場、地域の歴史や文化、まちづくりの担い手としての役割は大きく、重要なものと認識しております。

このことから、町としましては、既存商店街の活性化のため商店街担い手支援事業や空き店舗活用事業などの支援を行い、にぎわいのある商店街づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

時間がないので要点だけの質問になりますけれども、どうして私、この質問をしようかと思ったら、以前テレビを見ていたときにルイ・ロブションという方、ジョエル・ロブションというフランス料理のすばらしい方がいらっしゃって、その息子さんが今、日本酒とワインを輸出かな、福岡かどこかでそういう会社をやられているんですが、その方が秋田の山本酒造というところで要は米作りから、あとは水、山地から出る水、物語と、その3点があれば要はどこでも日本酒を造って、それを海外に輸出できると。それが4号瓶で8,580円なんですよ。これ、ちょっと高いなと私は思いますけれども、海外だとワインの値段というのはそんなに、この値段だとそんなに高いほうじゃないらしいんですね。

また、別の番組ではある外国人の方が、日本刀を作る方がいらっしゃって、その方は自分の作った日本刀、200万円で売っていたと。どうして海外で2,000万円で売らないんだと。日本人は価値を分かっていないと。人がいいからなのか、それとも本当に価値が分からないのか、それでいいと思っているのか、そこは分かりませんが、これを見たときにじゃあ我が町でもやろう、できるんじゃないかと。

歴史がすごくあるんですよ。先ほどご答弁でもありましたけれども、6軒もあったと。まだたるとかも残っているところもあるんじゃないかなと。ややもすれば秘伝の書みたいなの、要は昔の酒の醸造方法があるところもあるんじゃないかなという思いでこの質問をさせていただきました。

まして、今年度の2021年1月から10月期までで日本酒の輸出量が319億円、そのうち中国が82億円と、金額がもう確実に出ていますね。まだ伸びているということですが、これを聞いて米も含めて、米は酒米というお話でしたけれども、普通の米でもできますから、やってみたら面白いなと町長、思いませんか。できるんじゃないかと私は思うんですけれども。町がやれということじゃなくて。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、日本酒がそういった形で海外でもワインと同じように人気があると。先ほど8,000円というお話ですが、何本でも売れているということは聞いております。そういったものを造って販売するというところでございますが、そういったことについて販売するのは非常にいいことだと思うんですけれども、これは造り酒屋というもの、少なくともあって、そこに現在やっていて、そしてその人といろいろ研究も一緒にするとか、そういったものの基本が、基本といいますか、あるというふうに思います。

今、残念ながら大和町に造り酒屋、やめるといいますか、大和蔵はあるんですけれども、以前からあった酒蔵につきましては皆さん、廃業されているところでございます。小さな酒蔵で昔の例えば酒造方法で南部杜氏を使ってやるとかという方法としては非常にいろいろ楽しみのある展開が考えられるというふうに思っておりますが、現在はそういったものが今ちょっとないということでございますので、大和蔵さんはあるんですけれども、そういったことでありますので、少量、いい米を使っていい造り方、造り方は幾らでもできるんですね。そういったものをやれる体制がちょっと今難しい。そういう方がいて、やりたいところ、あれですけれども、酒蔵というのはやっぱりいろいろ施設も必要ですし、あといろいろ許可も必要ですので、大和蔵さんなどもどこからか権利を買ってスタートしたこともございますので、そういった課題はあるんだと思います。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

課題は非常に多いんですね。でも今は、県内だけじゃなくて県外を見ても杜氏さん、随分若い方が増えてきているんですね。いろいろな発想があって、この間だとある酒造会社でジンを作って、それが世界一になったという、それも高いんですね。1万円を超えていたと思います、このぐらいの瓶で。買おうかなと思ったんですけども、なかなか手が出なくて、でも海外では飛ぶように売れているという意味では、やはり米の消費量自体が落ちていますから、そういう意味では日本酒は米を大量に使うんですね。このご答弁でいただいた酒米じゃなくても造れますから、ぜひこれを町の活性化、商店街の活性化の一つのツールとして使っていただけたらと思うんですね。本当に突拍子もないことを言っているかもしれませんが、歴史があるんですよ、やっていた。ノウハウもあるんですね、恐らく。

ですから、例えば町長がおっしゃったように杜氏さんを1人呼んで、まだ権利、ちょっとそこまで私も調べるに及ばなかったんですけども、今後これをやってぜひ米の消費にもつなげていただきたいし、やはり高く売れるということは米の買取りの金額も高くなりますから、そういう意味ではある程度酒蔵もお米を作る人もウィン・ウィンになるのではないかと。町にとってもいいですし、お酒を販売されている方々にとってもいいんじゃないですか。売れますから。

何か補助金がないかなと思ってちょっと探してみたんですけども、もう受付は終わっているんですが、日本産酒類海外展開支援事業補助金というのがあって7億円がついているんですが、これがブランド化・酒蔵ツーリズム補助金というので1,000万円が上限なんですけど、こういう補助金もありますし、フロンティア補助金というので、これは酒類業構造転換支援事業費補助金というのがあります。これはやっぱり酒類事業者が製造、卸売、小売とか、入らなければいけないんですけども、これについても1件当たり500万円上限で補助金が国から出ております。やっぱりこういうやれる土台は、土台というか補助金も大分できてきているんですね、まちおこしの一環なのかもしれませんけれども。そういう意味ではぜひこういうのも使いながら、杜氏さんと呼ぶのが一番大変なことになるかもしれませんけれども、そういう意味では大和町はお米を製造する町でもありますから、やはりそういうところに力を入れていっていただきたいと思うところがございます。

これは空き家の活用にもなるのかなと、私、いろいろなことを派生して考えてしまうと、例えば大きい空き家でこういうのができたらとか、そういう部分にもいろいろ考えが及ぶので、ぜひ検討の価値ありだと思いますので、今後ご検討をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

繰り返しになりますけれども、酒蔵があつての基本だというふうに思います。今そういう酒蔵の権利を持っている方、いらっしゃるかどうかもまだちょっと確認できませんけれども、そういった方、多分で申し上げたら悪いんですが、あれは返納かどこかにやるという形になっているのではないかというふうに、多分ですみません。そういうことです。

それで、そういったことでやるとすると、そういった免許の関係からということになりますので、老舗の方々をお願いするという、ノウハウとかそういったこととはまた別な課題といいますかね、も出てくるのではないかと。商売ですから、やるとすればこれは採算が合わないとできない話になりますので、そういった部分の海外にも成功例としては、最初から失敗したということを考えてはまずいのかもしれませんけれども、そういったことについての課題はたくさんあるんだろうなというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

もう時間はないんですけれども、2要旨目でお伺いしておきたいと思います。バルなんですけれども、これも突拍子もない質問なんですけれども、あれば利用する方は、多分対象になる方はいっぱいいると思うんですね。アパートがあるので一人暮らしの方とかはやっぱりちょっと出かけて食事をするだとか、お弁当を買うだとか、そういう店があるとすごく助かるんですね。そういうのも含めて、いろいろな国のものがあつたら、また、お酒も飲めたら非常にいいと思いますので、今後検討すべきと思いますけれども、最後にご答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君、端的にお願いします。

町 長 （浅野 元君）

バルということですが、以前にブラジルの方が来られたときにブラジルの方がお店をやったこともあったというふうに思います。ご商売ですのでいろいろな点もあるというふうに思いますので、そういったことについてはどういったことが、勉強とかそういったことをしていきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時とします。

午後1時52分 休 憩

午後2時01分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から訂正の申出がありましたので、許します。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議長からお許しをいただきました。

まず遅れまして大変申し訳ございませんでした。

それでは、先ほど馬場議員のご質問の中で総合計画の説明会について申し上げたところでございますが、私、説明会を日曜日から開催するというお話をしたところでございましたが、誤りでございまして、12月11日の土曜日の6時半からスタートということでございますので、訂正させていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

次に、10番渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

それでは、最後の一般質問となりますが、端的に行いたいと思います。よろしくお

願いをいたします。

1 件目、西部山地の観光開発方向は。

第五次総合計画は、関係者の英知を集大成し、大詰めの完成段階に来ていると承知しております。その中で、林道七ツ森湖泉ヶ岳線の着工を見据えた西部山地の観光開発をどのように考えておられるのか、下記の2点について伺います。

1 点目、大和町側及び仙台市側から接続する桑沼への道路整備はいつ頃完成させる見通しでしょうか。桑沼に公衆衛生施設などを設置する考えはあるのでしょうか。

2 要旨目、これまでの観光開発などと総合して人を呼び込む観光政策を行う考えはあるのでしょうか。伺います。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、渡辺議員の西部山地の観光開発方向性は、についてお答えさせていただきます。

1 要旨目の桑沼への道路整備についてでございますが、林道七ツ森湖泉ヶ岳線に接続し桑沼までの林道大平桑沼線ではありますが、同林道につきましては仙台市、旧泉市でございましたが、と大和町にまたがる県営林道として昭和48年度から昭和56年度に整備され、その後、仙台市側は周辺のスキー場開設に合わせて仙台市で舗装整備が行われ、平成2年度に仙台市、大和町にそれぞれ移管されたものでございます。

ご質問の桑沼に公衆衛生施設などを設置する考えはあるのかでございますが、国有林内に所在する桑沼周辺の整備に関しては、宮城県が行っている縄文の森整備事業で整備されておまして、施設等の設置については、四阿や屋外卓、案内看板の設置のみであり、公衆衛生施設は含まれておりませんでした。

2 要旨目のこれまでの観光施設などと総合して人を呼び込む観光政策を行う考えはあるかについてでございますが、渡辺議員の本年9月定例会議の一般質問でもお答えしておりますが、林道七ツ森湖泉ヶ岳線が開通した場合、林業振興のほかに仙台市と大和町を結ぶ観光ルートとしても期待されるものであり、既存の自然遊歩道や七ツ森ふれあいの里、これはバンガローを含むキャンプ場でございますが、また、蛇石せせらぎ公園などの施設やこれらを周遊できるレンタサイクル「サブチャリ」を今年度導入しており、今後も自然型観光資源を有効に活用しながら観光振興を進めてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

昨年9月にも質問をさせていただきました。今回については第五次総合計画にどのように計画が盛り込まれるのか、第五次総合計画、これはプロポーザルでプロの専門家の方がある程度組み立てて、それを都市計画審議会などで検討されている、あるいはさらに肉づけをしていっている、そういうふうを考えてよろしいのかと思うんですが、そういった中で観光政策、どのように、第五次総合計画が出来上がってしまっから入っていなかったというのでは私も残念だなと思って、この計画が盛り込まれることを期待して今回一般質問をしております。

その中で桑沼、町長は桑沼というところに足をお運びになったことが過去にあるかどうか、もしあるとすればいつ頃、どのような所見を持ったか、お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

桑沼には行ったことはありますが、いつ頃と言われますとかなり前だったというふうに思っております。大和町側から行って、かなり苦労しながら行った覚えがございます、桑沼自体については神秘的な場所でしたか、カエデですか、ああいったものもいるということで、そういった場所ですばらしいところというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

桑沼に行ったことがあるということで、私も先般、初めて行ってまいりました。ブ

ナの原生林、とてもすばらしい場所だなというふうに思います。今度この七ツ森湖泉ヶ岳線が完成をすると多くの人を訪れるのではないかなというふうにも思います。

昨日も同僚議員が私と同趣旨の質問をしておりましたので手短かにいたしますけれども、今ご答弁いただいた中で県から平成2年に移管をされたというところですが、桑沼に至る道路というのが大平から桑沼、それから吉田から至る種沢線、それから旗坂野営場のほうから向かう、この3本の経路があるかというふうに思うんですが、整備をするという、通れるようにするんだということを前回9月にお聞きしたんですが、これはどの線を整備されるのか、具体的にもう一度、ちょっと前回はつきりしなかったんですね。整備をするというご答弁をいただいたんですけども、それがいつ頃整備をするのか、その整備方法は砂利舗装なのか、アスファルト舗装なのか、その辺の具体的なところを少しだけお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、農林課長のほうからご説明します。

議 長 （高平聡雄君）
農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

ただいまの渡辺議員の質問でございますけれども、桑沼に至るルート、渡辺議員のおっしゃるとおり旗坂のキャンプ場から升沢林道という名前でございますけれども桑沼に行く道路、それから種沢側から、大和町側ですので種沢林道というこの2路線が大和町側から行けることになっておりますけれども、この2路線の林道につきましては国有林内でございますので、町管理の林道ではなくて仙台北部管理所、旧営林署でございますけれども、そちらのほうの管理ということでございまして、基本的にはそちらのほうで山が例えば伐採とか、施業が必要になった場合、整備しながら使うということでございますので、そちらは町のほうの林道ではないということでもまずご認識いただければと思います。

それから、泉側から桑沼まで行くルートでございますけれども、これは仙台市と大

和町にまたがる林道ということで、今回の七ツ森湖泉ヶ岳線と同じようにやはり県営林道で市町村をまたぐ林道でございますので、過去に昭和48年から県営林道と整備していただきまして、その後、町のほうに移管して、町のほうで今現在は毎年、両側のササですかね、ササとかの枝払いですかね、そういった除草管理ですかね、そういったものはしているというような状況でございまして、この間もその検査に行っていましたけれども、大分、道路とか、路面洗掘箇所もございまして、今年度、一部、砂利とかを入れて不陸整正したような状況でございまして、また来年度も引き続きそういった路面整備ですかね、砂利道で今後も整備を少しずつしていければなということと考えております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今はっきり分かりました。国有林ということで国側が管理をしているということであれば、今現在、普通の乗用車ではとても通れない。四輪駆動車でも天井に頭をぶつけそうなぐらいの道路ということで、この2路線については将来もちょっと期待できないんだなというのは理解をいたしました。

ただ、これは大平線と読んでいいんですか、今の泉側のほうですね。こちらについては、走ってみると、ちょっと説明を受けた中では仙台市までの管轄は舗装されているんですね。大和町側の区に入った途端にひどい道路に変わるということで、差が歴然としていると。

これまでこの縄文の森の基本方針というのがあって、あくまで自然をということだから、かなり県側も思い入れを持って変えないんだと。それから、人間も動物も一緒に自然の摂理で大便も小便も、それは登山者として考えてもらってということで、そういう衛生施設なんかも造らないというような方向だったかと思うんです。

これが今度、道路が、スーパー林道が開通をする。しかも、昨日の同僚議員であれば、予算は県が握っているのが2億円だそうですね、この林道関係。2億円が、ほかにあればそれが分散をして使われるんだけど、競争相手がいないときには2億円がどんと来ると。そうするとかなり工期が短くなるんじゃないかと。とすればかなり早まる。そして、このワイナリー了美ですか、あそこのところから泉ヶ岳まで大和町

側が5.3キロ、それから仙台市側が3.7キロ、これに幅員5メートルの道路ができると、かなり人が行き来するかと思うんですけども、この道路ができれば桑沼に訪れる観光客、これは当然増えるというふうに思います。仙台市側のところまで舗装で、先ほどの課長のご答弁によれば砂利を入れて舗装してだんだんということなんですけれども、道路が開通した以降、大和町側の道路の補修状況によっては桑沼までの経路は仙台市側と大和町側で差が出ると。そういったことにならないのかどうか、その辺、町長としてはお気にならないかどうかお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在の状況、今、議員がお話しいただいたとおり、仙台側が舗装されて、そしてそこから先、大和町側に入って砂利道ということでございます。このことにつきましては、すぐなかなかできないところもありますので、さっき課長が申しあげましたけれども、砂利を入れて何といいますか、道路の不陸整正というんですかね、平らにしてという形でまず取り組んでいきたいというふうに思います。

将来的にこれがそういったいろいろな話、道路が新たに貫通した場合に観光客が増えるということも考えられるということでございます。その辺につきましては、今度、縄文の森整備のほうについても人が入ってくるといった場合に自然を大事にしながらとは言ったものの、県としての考えとかもいろいろ出てくるのではないかとというふうに思いますので、その辺は町だけではなくて県の考え方とかも、そういったことも考慮していかなければいけないというふうに思っております。

そういった状況の中でさっき言った公衆衛生施設とか、そういったものも設置しながら入り込みを増やすとか、そういった県も含めた考え方等が出てくることも考えられますので、そういった状況を見ながら対応していきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今、公衆衛生施設丘をお伺いしようと思ったんですが、町長のほうからもう答弁を

いただきましたので1要旨目はもう終わっていきますけれども、当然あのスーパー林道が完成した段階で人が増える、そうなった場合にはこれまでの縄文の森のようにはいかないんじゃないかと私は思うんですよ。というのは、今までは人が来られないから厳しくやっ払いこうということだったと思うんですけれども、革靴を履いた人あるいはハイヒールを履いた人がどんどん入ってくる状況によっては、やっぱり状況が変わってくるだろうなというふうに思います。ですので、そういったことも、大和町側としてせつかくの大和町の財産でもありますし、先行的に県と調整をしていただいてそういったことも図って行っていただきたいと。

2要旨目に入るんですけれども、あのスーパー林道を、春から秋まではいいんですが、秋が過ぎて雪解けの春まで雪がどれくらい降るのか、冬期閉鎖の方向なのか、除雪をするのか。今、ワイナリーまでは除雪をなさっていると思うんですけれども、その辺の除雪関係はどのようにお考えになっているのか、冬期閉鎖でもう閉めてしまうんだというのか、その辺のところ、もし今分かっているところがあれば答弁をいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
では、冬期の利用につきましても担当課長のほうから説明申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

渡辺議員の冬期、除雪しないのかという質問でございますけれども、林業でいえば冬場は何というんですかね、山の作業というのはなかなかできないもので、その辺の観点から、向こう、出る場所が泉のスキー場の根っこのところに出ますので、相当雪の多い場所ということで除雪は困難だろうと。それに伴う林業への効果もなかなか難しいということで、冬期は閉鎖ということで考えているような状況でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

冬期閉鎖の方向というのは理解をいたしました。それはそれで当然かなとも思いますし、しかし開発が進めばまた状況が変わることもあるのかなとは思いますが、今のところはそれが正解だろうなというふうにも思います。

第五次総合計画に盛り込むべきと私が感じるのは、せっかくこういうものができて、あのスーパー林道ができて春から秋、ウイークデーであれば1日車が何台あるいは人が何人、休日、祝祭日であれば車が何台、何人、そういった計算はある程度はできるのではないかなと思うんですね、期待値も込めてですけども。そういうものを見据えた具体的なもので、泉ヶ岳からは僅か9キロですから、何分後かにはもう吉田のワイナリーに来るわけですね、観光客がいたとすれば。ですので、泉ヶ岳のあの展望を見て、いやあ、すばらしいなど。それから、せっかく新しい道路ができたから行ってみようかということで、もうちょっとしたらワイナリーまで来てしまう、吉田まで来てしまう。こういったことが訪れるわけですので、そしてワイナリーのところから車はどういうふうに流れていくのか、せっかくだからということで大和町のいろいろなところに人が流れるのではないかと。それをどういうふうに受け入れようかと。

そういうふうな観光的な面で、町長が以前からおっしゃっているように「点から面へ」というふうにおっしゃいましたけれども、その前の意味合いというのは吉岡宿から山のほうに向かって点から面へというような発想も私なりにはそんな感じでイメージしておったんですけども、今度は違うんだと。山から平地にというような見方もできるのではないかと思います。

そういうようなものをせっかく第五次総合計画で練られるときに、これを織り込み済みで計画していったらどうかというふうに思うんですが、その辺の、先ほどご答弁、さらっと答弁いただいたんですが、そういったことを計画に具体化して盛り込むかどうか、その辺のご答弁をいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

第五次総合計画につきましては、今作成中でございます。先ほどプロポーザルで業

者がというお話でしたけれども、プロポーザルで業者を選定しておりますが、内容につきましては住民の方々、業者からの内容、提案ではなくて、業者のご意見も当然聞いておるわけでございますけれども、みんなの意見を、総合計画審議会とか、いろいろな方々のPPPとか、いろいろ聞いてやっておりまして、そういった積み上げでつくっておるところでございます。

そういった中でありますけれども、いまだ細かい部分についての、細かい部分といえますか、重要施策、今やっているところでございます。観光という部分につきましては、町としましても、今、吉田地区だけではなくて宮床、全体的に広がってきておりますし、今度の仙台泉ヶ岳線ですか、につきましても大きな期待を寄せているところでございますので、そういった形での、今まで北の入り口、南の入り口とかありましたけれども、また違った西の入り口という形もできるのかもしれませんが。それを具体的に計画の中に項目的にこれという入れ方ができるかどうかは分かりませんが、観光としてのあのエリアを含めた地区については当然町としてこれからいろいろな形で力を入れていく部分でありますので、そういったことは考えながら計画も考えていきたいというふうには思います。

議長（高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

松島の円通院とか、それからそのほかの観光施設、プロの方を入れて、そして観光政策を立てたと。その結果、それまで年寄りしか来なかった松島が、若い人たちがたくさん訪れると。そういったようなこともありますので、ここは、計画段階は金を惜しまず、そういう観光開発のプロを入れていただいてちょっと進めてほしいなという気もいたします。今この計画を立てるときにプロポーザルでということ、町長、何か違うようなことも今ご答弁いただいたんですけども、けちらずに観光政策を押し進めていただきたいと。1点目については終わります。

2点目に進みます。

コロナ禍による密防止のために集会などが抑制されて約2年が経過しております。この間、様々な面で人流が止まり、個人的にも団体的にも地域コミュニティーが損なわれ、地域経済にも悪影響を及ぼしていると思われま。

コロナ禍は、世界を見ればまだ楽観を許さない状況ですが、国内では一段落してい

るようであります。このような中で、コロナ禍以前のような地域コミュニティーを取り戻すために町は施策をどのように推進していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

次に、地域コミュニティー再構築は、に関するご質問にお答えをします。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、本町の様々なイベント等が中止や延期といった対応を行っているところであり、地域のコミュニティー活動におきましても例外ではなく、例年実施しております行事を中止するなど、活動の自粛や規模の縮小などの影響を受けている状況であると承知しております。

地域のコミュニティー活動は、各地区の基盤として、その活動は地域を支える重要な役割を担っているものと認識しております。

活動の停滞は、町民の皆さん同士が顔を合わせてコミュニケーションを取る機会の減少だけでなく、支援を必要とする方が孤立してしまうなど、地域の防災、防犯といった面におきましても互いに助け合う共助の機能が低下してしまうことが懸念されるところではございましたが、現在では新型コロナウイルスワクチンの接種が全国的に進むにつれまして、病床の使用状況及び感染者数が減少傾向にあるなど、その状況は改善しつつあります。

活動に際しましては、国で示しております「新しい生活様式」を引き続き実践していただきながら、住民同士の交流の継続と地域コミュニティーを維持していくため、様々な形で地域の活性化に向けた活動の方法を町も一緒になって探っていきたいと考えております。

町では、今までも様々な地域活動を支援してきておりますが、今後も引き続き各行政区長等の皆様と連携し、情報共有を図りながら、地域コミュニティーの活性化に向けた支援を行っていききたいと考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

ご答弁をいただきました。このコロナ禍において地域コミュニティ、今はやはり停滞をしていると思います。そのような中で、これは福祉課が中心となっているんでしょうかね、大和町地域福祉計画あるいは活動計画、これは非常に、中を拝見させていただきますと大切なことがいっぱい書かれていると私は思いました。その令和2年度の成果、これを令和3年3月に大和町あるいは大和町社会福祉協議会、ここがすごく大きなことを担っていただいているというふうにも思います。

その中で、その成果を読ませていただいて少し疑問が湧いたのでお尋ねをしたいんですが、成果の中、基本目標があってその基本目標に、公表されている中を見ますと目標値と現状値というのがございまして、目標値を定め、それからそれに現状値、何%というふうに記載されているんですが、これの目標値の設定の仕方と、それから現状値の算出、これは厳密じゃなくていいです。大ざっぱにこういう方法で目標を定め、こういう方法で現状値の数値を出したんだというのをちょっとお教えいただきたいと思います。概略で結構でございます。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

計画に対する成果の目標値の設定、現状値の算出の仕方ということでございます。ちょっと今その数値、ここに持ち合わせておりませんので、すみません、後ほどご報告させていただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

この福祉計画の評価の中でいろいろな項目が入っているんですけども、私が今、一つ心配をしているのは社会福祉協議会の、もう一つその前に大和町から……。最近思っているのが途中で消えるんですよ。出てこなくなるんですよ。困ったことだ。もうきているかなと。

令和2年4月から地域包括支援センター、これが町から社協のほうに移管というん

ですか、民業のほうにということなんですけれども、これについて約1年半がたったわけなんですけれども、これの移管をしたことについての問題点はなかったのかどうか、あるいは逆によかったんだというか、そういった点がございましたらお知らせをいただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺議員、この質問要旨の中に関連することだとは思いますが、社会福祉協議会の内容についてと、あるいは包括支援センターの位置づけだとか、多分準備していないのではないかと思うんですが、できましたら、回答は多分後ほどというようなことになるかと思うんですが、それでもよければ続けたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。（「はい、結構です」の声あり）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

地域包括支援センターでございますけれども、これにつきましては今、大和町の役場から移管といいますか委託をしております。これは社協ではなくて希望の杜のほうに委託をしております、そちらで今やっただいている状況でございます。

成果につきましては、課長が現場で見ている中で答え、ではその成果について課長からお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。このままちょっとお待ちください。

午後2時37分 休 憩

午後2時38分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大変申し訳ございません。成果につきましても、後ほどご報告をさせていただいた

いと思います。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

ちょっと詳しいことをお尋ねしたのは、やはりこの地域包括支援センターなり、こういうところで大和町の重要な地域コミュニティーを担っているという認識でちょっとお尋ねをしております。ちょっと質問が飛んでいるように思うかもしれませんがけれども、この成果を読ませていただくと実に皆さんがいろいろなところでいろいろなことに尽力をされているんだと、そういった点から成果をお聞きしたいなということでお伺いをいたしました。

さらにちょっと細かいこともお尋ねしようかと思ったんですが、中止をして、最後に学校関係のことでちょっとお尋ねをしたいんですけども、3年間、もうコロナで2年です。あと1年続いたら3年間なんですけど、3年間というと小学生が中学校に入学して、卒業して高校生になるんだと。その3年間というような意味合いにおいて、3年間、地域の方が今、学校に訪れていないわけですね。それは小学校でいえば運動会、中学校では体育祭でしょうか、それから学習発表会、小学校の学芸会というんでしょうかね、これらについては地域のおじいちゃんやおばあちゃん、楽しみにしながら学校の子供たち、孫たちの成長ぶりを目の当たりに見て、よその子と比較をし、うちの子はと、そういったような場所でもありますし、それからそれを近所の人と自慢し合ったり、やはりこれも地域コミュニティーの大切な場であったわけですけども、これが今、残念ながら、いや、学校側もやりたいとは思いますが行われていない状況の中で、これがずっと続いていくと学校側ももう地域の方を呼ぶことを忘れてしまわないか、そんなような懸念も持ち、それから子供たちですね。大人になっても中学校で地域の方を迎えて自分たちが計画した体育祭ができない、こういったような記憶にもなっていこうかと思うんですが、その辺のことを踏まえながら、これからコロナを恐れやらないのか、あるいは対策を施してでも地域の方をお呼びしてやろうというのか、その辺の方向性を町長にお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校の授業ですので教育長のほうからということで、後ほど詳しくと思いますが、私としましてはそういった交流とか、そういったものは非常に大切だというふうに思っていますので、いろいろ環境の厳しさはあるというふうに思いますが、できる限りの対策をしながらそういったものについては皆さんが参加できる、まずは見てもらえる、そういったことをやっていかなければいけないのではないかというふうに思っておりますが、なお教育長のほうから学校のほうでお答えします。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま町長のほうから話があったとおり、学校のほうも徐々に徐々に再開を始めております。最近ですと、大和中学校のほうでは、まほろばホールを使って学年ごとに保護者を入れて合唱コンクールを始めております。あるいは、吉岡小学校では自由参観ですかね、保護者が今度学校に入って参観できるような状況になってきておりますし、ただ、学芸会、学習発表会のようなものについては音楽の発表を学年ごとにやったり、あるいは運動会の代わりに体育発表会を学年ごとにやったりということでありまして、どの学校においても最近、状況に合った形で以前の活動に戻すような動きがございます。

ただ、学校としてやはり昨年あたりの反省であったんですが、やはりコロナ禍を迎えましてこれまでその検討をせずに毎年同じ行事をやってきたけれども、あるいは同じ授業をやってきたけれども、この機会に見直すことも必要だということで、学校によっては授業、行事等の内容の見直しを行っていることがあります。そういう意味では、戻りつつあるし、改善できるところは改善するという動きになってきているようです。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今、教育長にもご答弁いただいてよく分かりました。いろいろなところでいろいろ

な方が動いて一生懸命やっているんだなというのを少し感じ取ることができました。

あわせて、ご答弁にもいただきましたけれども、やはり行政区については区長さんが核になっているかと思います。地域は区長さんを核にして、区長さんの支援をしっかりと町のほうでサポートしていただいて、このコロナ禍で2年間縮こまった地域コミュニティですね。ともすれば、よく言われるのが、お年寄りについては閉じ籠もりがちになって、新たな健康問題が生じてきているとかというふうにも言われておりますけれども、こういったことが少しでも起きないように、今コロナ禍が下火ですので少し活動を強めてもよいのかどうかとも思いますし、さらに第6波が来ることも恐れなければならないかとは思いますが、この辺の兼ね合いを、しっかりと取りをさせていただいて地域コミュニティ、これが損なわれないようしっかりと町長にはお願いをしたいと思います。2点目を終わります。

続いて、3点目に入ります。

移住促進住宅整備の考えは。

本町においては、子育て支援住宅を整備し、複式学級防止など、鋭意努力中ですが、過疎化対策としては十分ではないと思います。

コロナ禍対策による働き方が国内において大きく変化しており、中でも200社以上の企業が本社機能を東京から地方に移したり、在宅リモートワークに起因する地方移住が増加している傾向があると報道があります。政府もデジタル田園都市国家構想実現会議が構想を示して成果を上げたいとしているようでもあります。

この好機にこれまで行ってきた企業誘致とともに国の補助を引き出し、田舎暮らしとリモートワーク環境を満足させる移住促進の住宅や古民家の供給を全国的に募集する考えはないでしょうか。伺います。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、移住促進住宅整備の考えは、についてのご質問にお答えをします。

初めに、子育て支援住宅につきましては、地区コミュニティが各地区小学校に通う児童のにぎわいや児童の親の交流等を中心に活動されているものと考えられることから、地区コミュニティの維持を図るため、整備を行っているものでございます。

現在、吉田・鶴巣・落合地区に全27戸を整備し、昨年度は全て満室となっております。

したが、現在1戸の空き室がございますので、入居に向け周知を図っているところでございます。本年度は宮床地区に4棟、吉田地区には2棟を整備し、さらなる事業の推進を図るものでございます。

本町で現在取り組んでおります移住等に関する事業につきましては、人口が減少している周辺地区に移住する子育て世帯が住宅購入や新築、リフォーム費用及び土地購入をした際に補助金を交付する「子育て世帯等移住・定住応援事業」や、町内全域を対象に親子3世代が同居するために移住する世帯を対象に引っ越しやリフォーム工事を行った際に補助金を交付する「親子3世代同居応援事業」、さらに町内に定住する意思のある若い世代が建築後20年を経過した空き家を購入等した際に補助金を交付する「大和町空き家住宅購入支援事業」を実施し、移住・定住者の支援を行っております。

また、宮城県の移住専用サイト「みやぎ移住ガイド」と併せ、東京23区内に在住または東京圏、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県でございますが、から町内に移住、テレワーク、起業等をされる方に対する宮城県の補助事業を活用した支援金交付制度等の周知を行うなど、移住希望者の方々への情報提供を図っているところでございます。

ご質問のデジタル田園都市国家構想実現会議、以下、「国家実現会議」と申し上げますが、につきましては、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながるデジタル田園都市国家構想、以下、「構想」と申し上げます、の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため開催されたものでございます。

国家実現会議の中で岸田総理は、「新しい資本主義実現に向けた成長戦略の最も重要な柱と位置づけ、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会の実現を目指すものとし、構想実現のため時代を先取るデジタル基盤を公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装について、政策を総動員して支援する」と述べられました。

具体的には以下の5点、1点目が「自治体クラウドや5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備」、2点目は「デジタル基盤を活用した遠隔医療、教育、防災、リモートワーク等の地方の先導的なデジタル化の取組を支援」、3点目は「地方創生交付金に加え、今回の経済対策で新設するデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用」、4点目は「デジタル臨調、GIGAスクール、スーパーシティ構想、スマート農業の成果の活用」、5点目は「誰一人取り残さないようデジタル推進委員の全国展

開」が示され、最後に「当面の具体的施策及び中長期的に取り組んでいくべき施策の全体像については、年内を目途に取りまとめを行い、その上で、速やかに実行に移していくことで、早期に、実感できる成果を上げていきたい」と述べられております。

本町といたしましては、国によります具体的な施策等の取りまとめ状況等を注視しながら、事業活用の方向性について検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

答弁をいただきました。丁寧な答弁をいただきまして、その中で1つ、2つだけお尋ねをいたします。

大和町は、町長、光ケーブルはどの地域でも引けるんですか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

光ケーブルにつきましては、全地域可能といたしますか、できます。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

そうですね。大和町全域、光ケーブルが引ける。なかなかないですよ。恵まれているのではないかというふうに思います。これも大和町の売りの一つになるんじゃないかなど、現時点においてでも売りになるというふうにも私は思います。

子育て支援事業、これもようやくと宮床地区、今これが終われば一応子育て支援住宅についての整備は終わるということで、お金のかかるところが1つ終わるのかなど。

先日の知事選でありましたけれども、宮城県の人口が今230万人ですか、これが20

年後には60万人ほど減って百七、八十万人になると。そのようなことから病院の統合や水ですね、民間に水をというような、こういったことも行われているようだけれども、それとともに人の奪い合いも今始まっているのではないかというふうに思います。

大和町についてはよそから羨ましがられるくらい企業誘致が進み、それから人口減少も今のところはさほどでもない状況ですけれども、でもよく見ると吉岡や南部地域を除いたほかは減少していると。これには変わりはないということかと思います。その趣旨で子育て支援住宅も整備をされているところですが、さらに一歩進めれば、今の全国的なその状況でリモート会議とか、そういったのが定着をしつつある中で、地方に移住しようとする若い世代の人たちがいることは間違いないですので、それを少しでも引っ張ってくる政策、これは当然、今も既に空き家等の住宅のあれはあるんですけれども、策としては私は消極的ではないかと思うんですね。もう少し積極的に打って出てもいいのではないかというふうに思うんですが、それは各地域に子育て支援住宅と同じように今度は住宅まで整備するというのではなくて、宅地の供給なんかを少し図ってみても、もちろん小規模ですけれども、町の財政でできる範囲で宅地の供給、こういったことも行ってみたいと思うんですが、この点について町長、お考えはどうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子育て支援住宅の後にといいますか、宅地ということ、支援住宅につきましてはもう少し余裕があるというか、ありますので、もう少しかかると思っています。その次の手だてとして、今、土地ということですが、土地といとなかなか今、急にお話があって、土地かというふうに思っておりましたところですが、要するに住むための何といいますか、応援ということだというふうに思います。

そういったことについては今もやっているところではありますけれども、こういった状況の中でさっきあったデジタル化とか、いろいろなテレワークの問題とか、そういったことがあるので、町としても次の段階にどういったものに取り組めるのか、どういったことが効果があるのか、そういったことをいろいろ研究しながら実行していかなければいけないだろうというふうに思っております。今の状況で今の施策でそ

れでオーケーということではなくて、やっぱり次なる手というのはいろいろ考えていかなければいけないというふうには思っております。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

早く終わろうと思って、5分前になってしまったんですけども、あと2点だけお尋ねします。

1点は、今、大和町のホームページで空き家情報、3件ほどあるんですけども、私、この大和町の役場に来るときにいろいろな経路を通るんですけども、あるところを通ると廃屋になっていて中がガラス越しに見えるんですけども、もう障子も破れ破れで非常に無残な状況というんでしょうか、そこは多分空き家情報のそこには来ておられない。遺族の方とかご家族の方とか、いろいろな状況がありますからそう簡単にはいかないんですけども、中には空き家になっても中に資産が残っていると。それを処分できないと。そういったもろもろの問題があるわけですけども、もう一步、業者を入れていただいて、もう一步積極的に空き家情報の提示ができないものかというのが1点でございます。

もう1点につきましては、もう時間がありませんので、行いますが、国がこれまでのふるさと創生交付金、これに加えて今度は新設するデジタル田園都市国家構想推進交付金、これも国はもう成果を出したいと思って、もう出すぞ、出すぞと言っているわけですけども、これをもらってくる側が知恵を出さない限りはもらえないというふうには思うんですが、これについて町長、何か前向きに考えていることがあれば、あるいはまだ考えていないけれどもやりたいと、そういう意思があるかどうか、これだけ、確認をさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、空き家の補助といたしますか、ということでございます。なかなかその補助、補助といたしますか、空き家の対応についてはやっぱりいろいろな思い、考え方があっ

て登録まで行かないところでございます。

先ほどあった内部の処理といいますか、それについては町のほうでも補助をして、そういった制度も設けておるところでございます。全額ではありませんけれども、そういった整理をして、そして使いやすいような環境をつくるという応援もやっているところでございます。

それから、デジタル構想の創生金ですが、これはまだ、先ほど言いましたとおり具体的に国の方針がこれから出てくるところでございますけれども、町として活用できるものは当然活用できると思いますか、利用して有効になるというものについてはしっかり取り組むといいますか、やっていきたいというふうに思っておりますが、どういったものでやるかということについてまだ具体ではございませんので、そういった補助金とかそういう制度につきましては当然ながら積極的に活用してまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）
終わります。

議 長 （高平聡雄君）
以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
暫時休憩します。再開は午後3時15分とします。

午後3時03分 休 憩

午後3時14分 再 開

議 長 （高平聡雄君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問は終了しましたが、町長から報告と訂正の申出がありますので、許します。
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど一般質問、大変ありがとうございました。

今、議長からお許しをいただきましたので、先ほど渡辺議員からのご質問の中で後ほど報告すると言った案件がございました。そのことにつきまして福祉課長のほうからご報告、それから教育長の発言の中で一部訂正があったということでございますので、その件につきましても教育長から訂正をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

先ほどの渡辺議員のご質問に回答できませんで、申し訳ございませんでした。

それでは、2点ほどご質問がありましたので回答させていただきます。

1つ目でございます。大和町地域福祉計画、あと社会福祉協議会と合同の計画でございますが、地域福祉活動計画という形で作成した計画書での現状値と目標値のご説明でございます。

この計画におきましては、基本計画として基本目標が4つございます。その中の政策の方向性という形で10項目ございます。その中の一つとしまして「福祉意識の醸成」という項目がございます。その内容につきまして申し上げますと、作成当初のアンケート調査でこの「福祉意識の醸成」につきましては、地域福祉内容を知っている町民の方の割合という表示をさせてもらっているわけなんです、その現状値がその認識的には11.8%、アンケート調査と、そういった形で取られまして数値を出しております。

この地域福祉計画は10年スパンで考えておりますので、1年間で1%ずつ向上させるような内容で目標値を立てた内容でございます。ですので、そのほかの項目についても1年間に1%ずつ上げていくというような状況で目標値を作成した内容でございます。よろしくお願いたします。

あともう1点、地域包括支援センターの件でございますけれども、昨年度より業務委託という形で、事務所的には高田の希望の杜の一室を抱えて、親会社は清山会さんでございますが、その委託をしている件でございますけれども、地域包括支援センタ

一につきましては、その前は大和町町自体のセンターという形で活動しておりますけれども、委託することによって専門職員の方が日夜、高齢者の方々と弱者の方々に接触していただいて、町でも以前はしてございましたけれども、よりきめ細やかに対応できるような形でしていただいたというのが、いい点でございました。

件数的には、総合的に相談的には360名の方から3,200件ほどの相談とか、そういったものが出されている内容で対応していただいている状況でございまして、ですからもう実際委託した内容ではございますが、町職員もそういった高齢の方々の相談とかに乗っておりますけれども、それにプラスアルファとして地域包括支援センターでも行っていただいている状況もございますので、職員もその点もいろいろな活動的に保健師のほうもいろいろ幅広くできるような形になって、地域包括支援センターが委託者となるようでは大変、職員というか町としてはよかったという形でございます。

悪いというのは特には見当たらない状況でございますが、連携して町と地域包括支援センター、あとは社会福祉協議会と、そういう形で連携しながら業務に当たっている状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

次に、教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

先ほど渡辺議員のご質問で学校行事の再開につきまして吉岡小学校の自由参観が行われているという話をしましたが、これは行うという予定を聞きまして、実際には1月、2月に実施される予定でございます。申し訳ありませんでした。

日程第 3 「議案第67号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第68号 大和町課設置条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第69号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第70号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第71号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例」

- 日程第 8 「議案第 7 2 号 令和 3 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 7 3 号 令和 3 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 0 「議案第 7 4 号 令和 3 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 1 1 「議案第 7 5 号 令和 3 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 1 2 「議案第 7 6 号 令和 3 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 1 3 「議案第 7 7 号 令和 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 1 4 「議案第 7 8 号 令和 3 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 5 「議案第 7 9 号 令和 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 1 6 「議案第 8 0 号 令和 3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 1 7 「議案第 8 1 号 令和 3 年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 1 8 「議案第 8 2 号 指定管理者の指定について」
- 日程第 1 9 「議案第 8 3 号 黒川地域行政事務組合同規約の変更について」
- 日程第 2 0 「議案第 8 4 号 黒川地域行政事務組合財産の処分について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 3、議案第 67 号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から日程第 20、議案第 84 号 黒川地域行政事務組合財産の処分についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、よろしく願いいたします。

議案書 4 ページをお願いいたします。

議案第67号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正条例は、さきに説明の機会をいただき開催されました議会全員協議会でご報告させていただきました。職員の公金により購入した公物を私的に使用、消費したことに対し、懲戒処分を行ったことに係ります町長、副町長の管理監督責任として給料を減額いたしますものでございます。

改正の内容につきましては、附則に2項の特例規定を加えるものでございます。

第18項は、町長の給料について、令和4年1月分から3月分までの3か月を本来の月額に100分の30を乗じて得た額を減額するものでございます。

第19項は、副町長の給料について、令和4年1月分及び2月分の2か月について同様に100分の30を減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしますものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第68号 大和町課設置条例の一部を改正する条例でございます。

今回、行政組織の改編につきましては、平成31年4月に「保健福祉課」を「福祉課」と「健康支援課」に、「産業振興課」を「農林振興課」と「商工観光課」に再編し、その他一部の事務の所管替えを行ってまいりました。

今回、その再編から3年が経過しようとしており、改めて各課の事務の課題等を踏まえ、事務の効率と行政サービスの向上を図るため、分掌事務の見直し、所管替えを行うものでございます。

改正の内容でございます。

第2条及び第14条の改正につきましては、分掌事務の見直しに直接関係するものではございませんが、町長の事務部局でございました上下水道課におきまして、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業を地方公営企業法の適用事業といたすもので、上下水道事業部局となりますことから、本条例から削除するものでございます。

第5条及び第7条につきましては、まちづくり政策課で所管しておりました環境政策に関することを町民生活課に所管を移し、環境行政を一元管理で進めていくものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたしますものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書6ページをお開きください。

議案第69号になります。大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されたことを受け、改正するものであります。

内容といたしましては、現在、被保険者が出産したときは出産育児一時金として総額42万円が支給されておりますが、出産育児一時金の基本額40万4,000円に1万6,000円の加算額を合わせたものとなっております。この1万6,000円の加算額は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺等を補償する産科医療補償制度の掛金に当たるものであります。

今回、この掛金が1万2,000円に引き下げられましたが、少子化対策の重要性等に鑑み、支給総額42万円は維持するということから、出産育児一時金の基本額を40万8,000円に増額し、加算額を1万2,000円に減額するものであります。

附則といたしまして、施行期日は令和4年1月1日から施行するものであります。

適用区分といたしまして、この条例の施行の日前に出産した場合には、従前の例によるものであります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第70号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

概要といたしまして、内閣府より特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び

に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、町の基準条例を改正するものでございます。

今回の改正では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、いわゆる認可保育所等において書類の記録、作成、保存等について電磁的記録を行い、書面の交付、提出を電磁的方法により対応することができることを新たに定め、併せて文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明をいたします。

7ページから8ページをお願いいたします。

第5条第2項から第6項について、これまで運営規程、職員の勤務体制、費用、重要事項説明書に限り、電磁的方法による対応が認められていたものでございますが、今回、第53条に施設が扱う書類を包括的に電磁的方法による対応ができる規定を新設するため、削除するものでございます。

第38条第2項について、第5条の第2項から第6項の規定を準用しておりましたが、第5条の該当項を削除することにより、特定地域型保育事業も同様に削除するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第42条第1項第3号について、事業所内保育事業を利用する満3歳未満の保育認定の子供の定義を第4項第1号においても同じくするため、第4項第1号を追加いたします。新たに追加する第53号について、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で電磁的記録を行うことを認めるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

第2項では、電磁的記録を行う場合は保護者の承諾を得て行うこととし、その方法として第1号、電子情報処理組織を使用する方法として、ア、電子メールで送受信をする場合を、イ、電磁的な方法を保護者が閲覧、ダウンロードする場合とし、第2号で磁気ディスク、CD-ROM等の媒体に保存して交付する方法をそれぞれ規定いたします。

第3項では、保護者が出力できない方式をしてはならないこと、第4項では、電磁的記録で提供する場合はあらかじめ保護者へ電磁的方法の種類、内容を示し、承諾を得なければならないことを、第5項では、保護者から電磁的方法による提供を受けない申出があったときは、電磁的方法による提供をしてはならないことを規定いたします。

第6項では、第2項から第5項に規定した電磁的記録による書類等の記録、作成、保存した書面等の交付、提出の規定を保護者から同意を取得する際に準用することを定め、その場合の読替えについて規定をいたします。

附則でございます。この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書13ページをお願いします。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽整備事業の特別会計について、地方公営企業法適用公会計へと令和4年4月1日より移行することに伴います関係条例の改正でございます。

議案第71号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

本条例の名称についてであります。改正前「水道事業」の次に改正後「及び下水道事業」を追加し、「大和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」と改めるものであります。

第1条、改正前「水道事業の設置」について「設置」と改め、第3項に「町の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽整備事業をいう。以下同じ）を設置する」の文言を追加するものであります。

同じく第1条の2としまして、法の全部適用について、地方公営企業法（以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する文言を追加するものであります。

続きまして、第2条、経営の基本であります。

第1項の改正前「水道事業」の次に改正後「及び水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を追加し、13ページから14ページにかけての改正前の第2項、第3項、第4項について今回、下水道事業が加わることとなりますことから、改正後において

第2項（1）から（3）に水道事業の規模を、13ページから14ページにかけての第3項に同じく（1）から（3）として公共下水道事業を、第4項には農業集落排水事業を、新たに第5項として戸別合併処理浄化槽整備事業を、それぞれの事業規模について規定するものであります。

14ページ、第3条、組織になります。

地方公営企業法「法」と同じく施行令を「令」としたことに伴い、改正後では法第7条及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとするものであります。

第2項については、法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の職務を行う町長「（以下「町長」という。）」部分を「（以下「管理者」という。）」と改めるものでございます。

続きまして、第5条、特別会計であります。

改正前「上水道事業」の次に改正後「及び下水道事業」を追加し、「水道事業及び下水道事業」に改正、追加するものであります。

15ページの第6条、重要な資産の取得及び処分から16ページ、第9条第3項までについては、「水道事業」を「上下水道事業」に、「町長」については「管理者」と改めるものであります。

16ページ、附則であります。

1として、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

附則の2になります。特別会計条例の一部改正については、第1条第1項（8）から（12）において規定しておりました下水3事業について公会計へ移行しますことから削除するもの、附則3の大和町職員定数条例の一部改正については、17ページ、第2条第1項（7）の水道事業の企業職員について水道事業及び下水道事業「9人」を「13人」と改めるものであります。

附則4の大和町下水道条例の一部改正については、第2条第1項（9）改正前「始期及び終期は規則で定める」となっております。今回、規則については廃止し、改めて規定として制定しますことから、「規則で」を「町長が」に改めるものでございます。以下、第2条の3から21ページの第28条第1項、委任まで、同じように改めるものであります。

続きまして、21ページです。

附則5、大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正であります。第13条、延滞金及び督促手数料の利率の変更を行うものであります。第14条は、

委任については「規則で」を「町長が」に改めるものであります。22ページの附則3に延滞金の割合の特例があります。いずれも利率を改めるものでございます。

続きまして、附則6、大和町手数料徴収条例の一部改正であります。同じく「規則で」を「町長が」に改めるものでございます。

附則7になります。大和町農業集落排水処理施設条例の一部改正であります。23ページの第2条については、先ほどと同じく「規則で」を「町長が」に改めるものでございます。第3条第1項及び第2項については、本条例第2条、経営の基本に集約したことに伴い、削除とするものであります。第20条及び第24条については、「規則で」を「町長が」に改めるものであります。

附則の8になります。大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例の一部改正であります。第12条、延滞金及び督促手数料について、利率が変更になっておりましたことから利率を変更するものでございます。同じく24ページについても利率変更でございます。第13条については「規則で」を「町長が」に改める、附則の2については先ほどと同じく利率を改正するものでございます。

続きまして、附則9、大和町戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。名称から「設置及び」を削除し、「大和町戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例」と改めるもので、農業集落排水と同じく本条例第2条に集約したことにより、設置部分を削除するものであります。

25ページの第1条第1項についても「設置及び」を削除するもの、第3条、設置事業区域の告示についても、第2条に規定しましたことから「町長は戸別合併処理浄化槽の設置区域を公告しなければならない」と改めるものであります。

第7条については「附則で」を「町長が」に、第16条については「規則に違反した者」を「規定に違反した者」と改めるもの、第17条については「規則で」を「町長が定める」に改めるものであります。

附則10であります。大和町戸別合併処理浄化槽の分担金に関する条例の一部改正については、第4条、分担金の賦課及び徴収、26ページの第4項について条例名が改正されることとなりますことから、「浄化槽の管理に関する条例」と改正し、第8条は「規則で」を「町長が」に改めるものであります。

附則11については、大和町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部であります。

第2条、定義、第1項(2)については、条例名が改正となりますことから「大和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めるものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第72号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億913万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を139億1,816万2,000円とするものであります。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。翌年度に繰越しをして使用できる経費は第2表により設定するものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は追加及び変更でございます。第3表によるものでございます。

第4条、地方債の補正は追加及び変更でございます。第4表によるものでございます。

それでは、30ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。令和3年度中の完了が見込まれない事業を令和4年度へ繰越しをして執行することにつきまして、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。5款2項林道橋梁補修につきましては、湯名沢3号橋の外1橋でありまして、金額は946万円でございます。

31ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

初めに、追加でございます。追加につきましては、31ページから39ページにかけて全部で113件の事項につきまして債務負担行為をお願いするものであります。債務負担行為につきましては、今年度中に契約締結等をいたしまして、令和4年度開始早々から業務等を行う事業でございます。それぞれの説明につきましては、数が多くなっておりますので割愛をさせていただきますが、表の上段に期間の欄がございます。こちらに令和3年度から令和4年度までと記載している事項が82件ございます。また、令和3年度から令和5年度以降となっている事項が26件ございます。

そのほか、35ページをお願いいたします。

2行目から5行目にかけて、令和4年度または令和4年度から令和5年度までと記載された事項が4件ございます。こちらにつきましては、令和元年度または令和2年度に既に債務負担行為をお認めいただき契約締結している事業でございますが、令和4年度から延長保育が開始されますことから契約金額の増額変更が必要になるものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

こちらの2行目に令和4年度から令和10年度までの事項が1件ございます。こちらは、令和3年度当初で予算をお認めいただいた事業でございます。こちらにつきましては、借りた方の利子補給が令和4年度から令和10年度まで続きますので、債務負担の追加をお願いするものでございます。

それでは、40ページをお願いいたします。

次に、変更でございます。令和3年度大和町中小企業振興資金損失補償料につきまして、こちらは対象者が増加しておりますことから、限度額を307万円から367万円に変更するものでございます。

41ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正で追加でございます。臨時財政対策債につきましては、本年、大和町が交付団体となりましたことから臨時財政対策債の借入れが可能となったものであります。国から示されました限度額の1億2,750万円を借り入れるものであります。なお、この起債につきましては、元利償還金相当額がその全額を後年度の普通交付税によって措置されるものでございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

42ページをお願いいたします。

こちらは変更でございます。一般事業債につきましては、まほろばホール空調冷温水発生装置の事業費がおおむね確定しておりますことから、補正前の限度額2億9,510万円から補正後の限度額を2億1,130万円とするものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（第8号）の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

12款1項1目地方交付税につきましては、今年度、普通交付税の交付団体となり、また、震災復興特別交付税の歳入見込みによりまして追加計上するものであります。

14款1項3目災害復旧費分担金1節農林水産業施設災害復旧費分担金につきましては、過年度災害費の受益者負担分を計上するものであります。

16款1項1目民生費国庫負担金2節は障害者自立支援給付費の令和2年度の精算により追加措置するもの、次に2目衛生費国庫負担金の1節は3回目のワクチン接種対策費を追加措置するものであります。

16款2項2目民生費国庫補助金2節は児童手当法改正対応のため、児童手当管理システム改修費を措置するもの、同じく3目衛生費国庫補助金1節は新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費や事務経費と健診結果データ標準化に係るシステム改修経費を措置するもの、同じく4目土木費国庫補助金の1節につきましては（仮称）下草橋橋梁工事の補助金を計上するものであります。

17款1項2目民生費負担金2節は、障害者自立支援給付金について令和2年度の精算により追加交付を受けるものであります。

4ページに入りまして、2目3節の児童福祉費補助金につきましては、母子父子家庭医療費の実績見込みにより増額するものです。同じく4目農林水産業費県補助金1節は、農地集積・集約化対策事業費の対象面積が増加したことにより増額するものです。次の2節森林空間総合整備事業費は、林道の橋梁補修実施設計の額確定により減額するものであります。

19款寄附金につきましては、保育所への図書購入の目的として寄附を受けたものであります。

20款2項1目財政調整基金繰入金は、12月補正の歳出見合いで戻し入れるものであります。同じく5目森林環境譲与税基金繰入金は、実績見込みにより減額するものであります。

21款繰越金につきましては、令和2年度一般会計の収支が確定いたしましたので、5,228万7,000円を増額措置し、その額を3億9,157万2,000円とするものであります。

22款3項2目商工費貸付金元利収入は、町中小企業振興資金預託金の増額に伴い、年度内に各金融機関の返還を受けるものとして同額を措置するものであります。次に、同じく5項3目雑入につきましては、市町村新型コロナウイルス感染防止事業費として、公益財団法人宮城県市町村振興協会からサマージャンボ宝くじの収益の一部789万2,000円と過年度の未熟児医療費負担金及び児童手当交付金の追加交付の46万8,000円を計上するものであります。

5ページをお願いいたします。

23款1項3目教育債につきましては、一般事業債としてまほろばホールの空調設備改修工事の実績見合いにより減額するもの、同じく5目臨時財政対策債につきましては、普通交付税の交付団体となりましたことから国から示された限度額を借り入れる

ものでございます。

歳入は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、6ページから、歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。今回の補正では、9月定例会に補正予算でご可決賜りました「これからの大和町議会のあり方プロジェクト」に関する追加措置でございます。3節は、ワークショップを休日に開催することに伴います職員の時間外勤務手当でございます。7節につきましては、町内有識者及び各種団体代表からの意見聴取の際、ワークショップにおいて、当初予定してはおりませんでした。多くの意見を引き出すためファシリテーターを必要とし、その講師謝礼と、若い世代の意見も必要ということで参加が得られます宮城大学学生と黒川高等学校生徒への謝礼をお願いするものでございます。8節につきましては、中止が決まりました全国市議会議長会基地協議会におきます正副会長会議及び東北部会総会の議長、随行職員分の費用弁償及び普通旅費を減額するものでございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。1節及び8節につきましては、職員の退職により欠員が生じます期間に対応するため、会計年度任用職員を任用するための追加でございます。3節は、源泉徴収票、支払調書関係の事務に係ります時間外勤務手当の追加措置をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、同じく5目財産管理費でございます。公用車管理につきましては、町のマイクロバス運行業務回数がコロナ禍による事業中止などで減っておりますので、今後想定されます運行回数分の費用を残して減額するものであります。

普通財産管理費につきましては、現在、各課等が公共施設の長寿命化計画策定を行

っております。本年度も2つの課で長寿命化計画を策定しており、来年3月までに完成する予定となっておりますが、総務省からそれぞれの長寿命化計画の内容、また、施設の改修状況等を踏まえ、総合管理計画の見直しを行うよう通知がありますので、財政課では平成29年4月に策定した大和町公共施設等総合管理計画を改定することとして、その支援業務の予算をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

続きまして、2款2項1目税務総務費でございます。3節につきましては、申告相談業務等により増加する時間外勤務手当の追加をお願いするものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。22節につきましては、固定資産税償却資産の過年度修正申告分について還付加算金、還付金について追加をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、7ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費になります。12節につきましては、窓口業務で使いますレジスターを新規購入したことにより保守点検料が不用になったための委託料を減額するものでございます。17節につきましては、そのレジスターを購入し、予算額との差額を減額するものであります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。1節並びに8節は、会計年度任用職員に係ります報酬並びに通勤手当の減額補正をお願いするものでございます。

同じく2目老人福祉費の7節は、敬老会アトラクション出演謝礼の報償金186万円の減額と敬老者の新規米寿、白寿、百寿等のお祝い商品券の賞資金の162万8,000円の減額を合わせた348万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。10節は、敬老会印刷、製本に関わります13万円の減額補正でございます。11節は、敬老会に係ります通信運搬費12万4,000円の減額と敬老祝い金の口座振込に関わる手数料17万7,000円の減額、合わせまして30万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。18節は、となりぐみ活き生きサロン活動団体への補助金交付に関わる申請後の88万円の減額並びに老人クラブ団体への補助金交付に関わる申請後の27万円の減額を合わせた115万円の減額補正をお願いするものでございます。19節は、100歳になられる方、80歳以上の方々の敬老祝い金の減額補正をお願いするものでございます。27節は、介護保険事業勘定特別会計の介護給付費197万2,000円と地域支援事業費23万5,000円を合わせた220万7,000円の繰出金の増額補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

8ページになります。お願いいたします。

12節でございます。障害者相談支援事業委託業務及び地域活動支援センター運営委託業務の事業費確定見込みによりまして減額するもの。19節は、更生医療給付費及び障害福祉サービス費につきまして、今後の実績見込みによりそれぞれ減額するもの。22節につきましては、令和2年度自立支援医療費国庫負担金、同じく県負担金、療養介護医療費県負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、同じく県負担金、地域生活支援事業費等国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対策放課後等デイサービス支援事業費の精算によります償還金の措置をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、同じく6目後期高齢者福祉総務費でございます。18節は、令和2年度の療養費の額確定による精算での県後期高齢者医療広域連合会への負担金であります。27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の事務費分を減額するものであります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。2節、3節、4節につきましては、会計年度任用職員の育児休暇取得により不足する人員を補充するものでございます。3節の時間外勤務手当につきましては、虐待対応等関連業務及び児童手当業務を担当する職員の手当の追加をお願いするものでございます。18節は、新型コロナウイルス感染症関連給付金として新生児臨時特別給付金事業の実績確定によるものでございます。22節は、令和2年度に実施いたしました子育て世帯への臨時給付金の事業費と事務費の返還金でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。12節は、児童手当制度の改正によるシステム変更に係るものでございます。22節は、令和2年度児童手当交付金の精算による返還金でございます。

9ページをお願いいたします。

3目母子福祉費でございます。19節は、母子父子医療費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

4目保育所費でございます。3節は、保育所職員の時間外勤務手当の追加をお願いするものでございます。22節は、子育てのための施設等利用費交付金等、令和2年度実績による交付金、補助金の確定によるものでございます。

5目児童館費でございます。11節は、令和4年度放課後児童クラブの有料化に伴う口座振替のデータの伝送化に係る追加設計費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。12節につきましては、健康管理システム、健康カルテの改修費の補正をお願いするものでございます。今回の改修は、国の進めます健診結果等の様式の標準化整備事業及び健診情報連携システム整備事業により行うものでございまして、市町村間で健診データのやり取りや、個人がマイナポータルを通じまして健診結果を確認できる仕組みを構築するものでございます。27節でございます。水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の実績見込みによります減額でございます。

続きまして、2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費に係る補正でございます。今回の補正でございますが、主に12月から来年3月まで実施されます3回目の追加接種に要する費用として3,793万2,000円の補正をお願いするものでございます。追加接種につきましては、2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象といたしまして、既に医療従事者の接種券の発送は行ってございまして、一般の皆様にも来年1月以降、接種券を発送する予定で準備を進めております。引き続き黒川地域4市町村での接種体制により、医療機関での個別接種により行うものでございますが、今後の国の動向によりまして接種券発送の前倒しや集団接種実施も想定しての予算措置をお願いしてございます。よろしくお願いいたします。

1節でございます。会計年度任用職員としてワクチン接種に従事いたします事務補助員、集団接種会場での運営補助員及び看護師雇用に要するものでございます。3節は、ワクチン接種に従事いたします職員の時間外勤務手当でございます。今年6月に実施いたしました大規模集団接種の実績で196万5,000円を減額し、今後の追加接種に係ります421万9,000円を追加いたし、差引きで225万4,000円の増額をお願いするものでございます。4節は会計年度任用職員の社会保険料、7節は予防接種健康被害調査委員会委員、ワクチン集団接種に従事いたします医師、看護師への報償金でございます。8節は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は、ワクチン接種予診票印刷費及びワクチン接種時に要します医薬材料費でございます。11節は、追加接種の接種券の郵送料、医薬廃棄物処理、シーツクリーニング手数料を計上いたし、集団

接種、傷害保険料の確定により減額をいたすものでございます。

10ページになります。

12節でございます。大規模集団接種に要しました会場設営等の業務委託料の確定により9万7,000円を減額いたし、追加接種を行います医療機関への委託、医療機関でのVRS入力及び時間外接種の委託、追加接種の集団接種会場設営業務委託、コールセンター業務委託、ワクチン移送業務、健康管理システム改修委託に2,676万7,000円を追加措置し、差引き2,686万4,000円の増額をお願いするものでございます。13節は、大規模集団接種時の空調機器借上料の確定により減額いたすものでございます。17節は、追加接種でモデルナ社製ワクチンを扱います医療機関用の冷凍庫の購入を予定いたすものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項2目農業総務費10節は公用車の冬タイヤの購入費用に要する経費でございます。

3目農業振興費18節は、新型コロナウイルスの影響を受けた農畜産農家が農協から融資を受けた利子補給を行い、無利子化となるよう、町支援0.5%相当分の金利の予算計上を行うものでございます。農地集積・集約化対策事業につきましては、宮城県の農地中間管理機構を通して利用権の設定を行った農家に対し、農家経営転換協力金を補助するものでございます。有害鳥獣被害防止施設補助事業費は、地区で設置したワイヤーメッシュ柵の設置維持等に対する1キロ当たり10万円の補助金で、本年度は鶴巣の下草地区4.1キロに対します補助でございます。

5目農地費27節につきましては、農業集落排水事業との財源調整のための繰出金でございます。

2項1目林業振興費12節は、国の補助を受けまして実施しております湯名沢林道等に係ります6橋の長寿命化改修実施設計を実施いたしましたが、設計額等の請負先見込額を減額しまして14節へ組替えを行い、湯名沢林道に係る2橋の改修工事を実施するものでございます。なお、冬場の工事となりますことから、積雪等を考慮いたしまして明許繰越費を併せてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

続きまして、11ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費でございます。18節につきましては、補助金につきましては企業立地奨励金でございますが、査定の基準となります固定資産税額の確定に伴い奨励金額が確定しましたので、減額をお願いするものでございます。20節につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業振興資金貸付金が増額する見込みから預託金の増額をお願いするもの、21節につきましては、中小企業振興資金貸付金の増額見込みに伴い、損失補償料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3目観光費18節につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました七ツ森湖畔公園花まつり、島田飴まつり、花嫁道中、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつりの各実行委員会の補助金につきまして減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

同じく11ページ、7款1項1目土木総務費でございます。8節につきましては、パートタイム会計年度職員の通勤手当に要します費用をお願いするものでございます。

7款2項2目道路新設改良費につきましては、（仮称）下草橋橋梁架け替え事業に要します費用及び町道舞野下草線シキョフリョウカンを解消する道路改良事業に要します費用につきましてお願いするものでございます。18節につきましては、（仮称）下草橋橋梁架設事業におきまして河川管理者であり河川事業施行者であります国土交通省へ橋梁下部工事を委託しております。その工事負担金につきましては、令和3年度予算並びに令和3年8月随時会議におきましてご承認いただきました令和4年度までの債務負担行為により負担するものとなっております。今回、令和4年度費用につ

きまして、その財源となります国庫補助金を令和3年度で手当ですることが可能となりましたことから、その費用につきましてお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

21節につきましては、町道舞野下草線道路改良工事区域が確定しましたので、区域内にございます支障となるビニールハウス等の移設に要します費用をお願いするものでございます。

7款4項1目都市計画総務費でございます。3節につきましては、職員手当でございますが、時間外勤務手当、都市計画事業に係ります手当の不足分につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目下水道費27節につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、9款1項2目事務局費でございます。

教育総務課の事務局運営費に係る補正についてご説明いたします。3節は職員の時間外手当不足分の追加をお願いするもの、24節は学校校舎建設基金積立金として3億円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、同じく事務局費でございます。生涯学習課分になります。8節につきましては、学び支援コーディネーター配置事業での放課後自習教室、学び支援員の費用弁償に不足が見込まれますことから補正をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 (文屋隆義君)

次に、2項3目施設整備費の12節は、小野小学校校庭内の枯れ木の撤去作業に係る業務委託料の追加をお願いするものです。

次に、4目小学校建設費の12節は、吉岡小学校改築実施設計業務の入札結果により、1億円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 (瀬戸正昭君)

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。

13ページをお願いいたします。

14節につきましては、原阿佐緒記念館の門柱が経年により腐食が進みましたことから、修繕工事といたしまして67万6,000円、また、当初予算により予定しておりました旧宮床伊達家住宅水屋雨水排水工事、宮床宝蔵雨どい取付工事におきまして、工法の変更、資材単価の高騰により不足が生じたことから不足額14万3,000円、合わせまして81万9,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

同じく、13ページをご参照、お願いします。

2目公民館費でございます。1節報酬であります。図書業務のパートタイム会計年度任用職員の勤務実績に伴う増額になります。18節報償費であります。町文化協会が町への補助金申請をしないことに伴い、減額になります。

4目まほろばホール管理運営費でございます。12節委託料であります。外壁調査

設計業務、建築基準法定期点検調査業務、空調冷温水発生装置改修工事管理業務の事業費確定による減額になります。14節工事請負費であります。空調冷温水発生装置更新は入札差金の一部になります。舞台機構制御部更新、スライディングウォール修繕、消防用設備の修繕、事務室系統全熱交換器入替え、高圧気中開閉器及び地絡継電器更新の事業費確定による減額になります。17節備品購入費は、感染症対策のため楽屋3室、演者用3台分の加湿器になります。それぞれ増額・減額補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後4時25分とします。

午後4時18分 休憩

午後4時24分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、議案書43ページをお開きください。

議案第73号です。

令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,182万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,019万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は第1表によるものであります。

第2条といたしまして、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定に

より、債務を負担する行為をすることができる事項等は第2表によるものであります。

事項別明細書33ページをお開きください。

歳入でございます。

4款1項1目につきましては、保険給付費の増により増額するものであります。

7款1項1目繰越金につきましては、令和2年度の基金調整積立金を確定させたことにより、その残額を令和3年度に繰越しするものであります。

歳出でございます。

34ページをお開きください。

1款1項2目18節につきましては、国民健康保険団体連合会への負担金の実績が確定したことにより減額するものでございます。

2款1項及び2項につきましては、医療費の増額が見込まれますことからそれぞれ増額をお願いするものであります。

34ページ下段からになります。

3款1項から3項につきましては、宮城県への保険税分の納付金額が確定したことによりそれぞれ補正をお願いするものでございます。

5款1項1目につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、健診結果説明会を実施しなかったことによる人件費や諸経費分を減額するものであります。なお、健診結果説明会は開催できませんでしたが、その代替といたしまして健診結果表とともに情報提供のリーフレット等を送付させていただいております。

36ページをお願いいたします。

同じく2項につきましては、特定健診を実施いたし、消耗品等、需用費の額が確定したことにより減額するものでございます。

7款1項3目につきましては、補助金、交付金の額確定により精算を行うための増額をお願いするものでございます。

事項別明細書40ページをお開きください。

先ほど議案書第2表でお示しいたしました債務負担行為につきましては、国民健康保険事務事業に係りますシステムの保守点検のほか、特定健診業務に係ります4件の計5件となっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、議案書46ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出予算事項別明細書（第2号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案書46ページ、議案第74号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,359万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,444万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、47ページの第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましましては、48ページの第2表、債務負担行為によるものでございます。

48ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為をお願いする事項につきましては、介護保険システムプログラム保守業務から配食サービス業務までの5項目でございます。令和4年4月1日から業務を開始する事業につきましては本年度中に発注行為を行うものでございますので、期間及び限度額については記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書の42ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、令和3年度介護保険給付負担金の追加交付によります増額補正をお願いするものでございます。同じく2項1目調整交付金につきましては、介護給付の調整交付金の増額補正をお願いするものでございます。同じく2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防等に関わる地域支援事業に関わる交付金の増額補正をお願いするものでございます。

4款1項1目企業給付費負担につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費負担金の追加交付によります増額補正でございます。同じく2目地域支援事

業交付金につきましては、同じく社会保険診療報酬支払基金からの地域支援事業の交付金の追加交付によります増額補正をお願いするものでございます。

5 款県支出金でございます。1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、県からの介護給付費負担金の追加交付によります増額補正をお願いするものでございます。同じく 3 項 1 目地域支援事業交付金につきましては、県からの地域支援事業に対する交付金の追加、増額補正をお願いするものでございます。

43ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、一般会計から町負担分の介護給付費の繰入金と地域支援事業の繰入金を合わせた増額補正をお願いするものでございます。

44ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、14 節につきましてはグループホームすずらんの改修工事に係ります金額でございますが、令和 4 年 3 月ですずらんを閉所する予定でございますので、その分の減額補正をお願いするもので、工事費をお願いするものでございます。24 節財務調整基金の積立金の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付等費 18 節につきましては、介護給付費の本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し、減額補正をお願いするものでございます。同じく 2 目施設介護サービス給付等費 18 節につきましては、同じく介護給付費の上半期の支出実績を参考に試算をした増額補正をお願いするものでございます。同じく 3 目居宅介護サービス計画等費 18 節につきましては、居宅サービス等を利用する際のサービス計画、ケアプラン作成並びにサービス提供事業所との調整に要した介護給付費の本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し、減額補正をするものでございます。同じく 4 目地域密着型介護サービス給付等費 18 節につきましても、介護給付費の本年度上期の支出実績を参考に見込額を試算し、増額補正をするものでございます。

続きまして、2 項高額介護サービス費 1 目高額介護サービス費の 18 節につきましては、介護サービス利用の月計が高額になった場合、償還するものでございまして、本年度上期の支出実績を参考に見込額を算出し、増額補正をお願いするものでございます。

45ページをお願いいたします。

同じく 2 目高額医療合算介護サービス費の18節につきましては、介護医療合算になった場合の償還するもののほうでございまして、本年度上期の支出実績を参考に見込額を算出し、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3 項 1 目介護予防サービス給付費18節につきましては、介護給付費の本年度上期の支出金額を参考に見込額を算出し、増額補正をお願いするものでございます。2 目介護予防サービス計画給付費18節につきましても、介護予防サービス計画、介護予防ケアプランの作成並びにサービス提供者との調整に要した介護給付費の本年度上期の実績を参考に見込額を算出し、増額補正をするものでございます。

続きまして、同じく 4 項特定入所介護サービス費 1 目特定入所介護サービス費18節につきましては、特定入所者の食費、部屋利用料等の介護給付費の本年度上期の支出の実績を参考に見込額を算出し、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5 項その他の諸費 1 目審査支払手数料11節につきましては、介護及び介護予防に係るケアプラン等のサービス支援の審査手数料につきまして、本年度上期の支出実績を参考に見込額を算出し、増額補正をするものでございます。

続きまして、46 ページ、4 款 1 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費18節につきましても、要支援者 1 から 2 の方々を対象にした介護予防の訪問サービス並びに通所サービスに関わる本年度上期の支出実績を参考に見込額を算出し、増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、議案書の49ページをお願いいたします。

議案第75号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は、債務負担行為の設定でありまして、第1表によるものでございます。

それでは、50ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為でございます。宮床財産区用務員業務につきましては、宮床基幹集落センター隣の建物につきまして、財産区委員が利用させていただいておりますこと、また、宮床基幹集落センターの空き状況等の対応をしておりますことから、

地域団体との折半により施設の維持管理契約を継続させていただくものでございます。
限度額につきましては、36万円をお願いするものでございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。

議案第76号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加いたしまして予算の総額を807万円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書の50ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

2款2項1目不動産売払収入は、財産区の土地に隣接する宅地の擁壁改修工事の用地として財産区所有地を払い下げたことにより増額計上であります。

3款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出の見合いによる調整であります。

4款の繰越金は、前年度からの繰越金を繰り入れるものでございます。

続きまして、3の歳出でございます。

2款1項2目財産管理費でございますが、こちらは土地の一部を払い下げましたが、この土地に地上権が設定されておりまして、地上権契約に基づきまして譲渡金額の2分の1を地上権者にお渡しするものでございまして、21節は補償金として20万9,000円をお願いするものでございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書53ページをお開きください。

議案第77号になります。

令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、1項といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ366万円を増額し、

歳入歳出それぞれ2億3,857万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為になります。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項等は第2表によるところであります。事項別明細書52ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目につきましては、一般会計からの事務費分を減額するものでございます。

4款1項1目につきましては、令和2年度の決算額が確定したことにより繰越しするものでございます。科目設定で計上しておりました1,000円を差引きし増額するものであります。

歳出でございます。

2款1項1目につきましては、出納整理期間中に徴収いたしました前年度の保険料について納付するものでございます。

事項別明細書53ページをお開きください。

議案書第2表でお示しいたしました債務負担行為でございますが、健康診査業務に係ります委託料1件になります。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書56ページをお願いします。事項別明細書は54ページ以降となります。

議案第78号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。令和3年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ404万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,337万4,000円とするものであります。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については、第1表によるものであります。

第2条、債務負担行為の補正、追加であります。追加については、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

58ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。事項として、消費税申告業務のほか、記載の3事項を、期間、令和3年度から令和4年度とし、限度額はそれぞれ記載のとおりであります。いずれも令和4年4月1日から業務が開始となり、必要な事務処理を年度内に行うこととなりますことからお願いするものでございます。

59ページをお願いします。

第3表、地方債補正、変更であります。起債の目的として、公共下水道事業で補正前限度額3,660万円を補正後3,710万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。公会計移行業務における流域下水道負担金、用地及び備品等の調査を行うための借入れでございます。

事項別明細書55ページをお願いします。

歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金4節につきましては、令和4年4月1日から下水道事業について公会計へ移行することとし、準備を進めておるところであります。今回、流域下水道建設負担金及び用地並びに備品等の調査を実施し、試算に反映させるもので、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽特別会計からの負担金であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、借入償還金等の利子変更に伴う減額であります。

5款繰越金については、歳出見合いの予算計上であります。

続きまして、7款町債1項1目1節公共下水道債については、公営企業会計移行のための用地、備品等の調査のための起債借入れでございます。

56ページ、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費の10節については、電気代の値上がりに伴いますマンホールポンプ場の光熱水費及びマンホール並びに柴崎排水路の転落防止網の修繕費となります。12節は、公会計移行に伴う資産調査業務の増額分でございます。

続きまして、2項1目建設費の12節は、公共下水道の雨水施設のストックマネジメント業務において修繕を行わなければならない部分が判明し、その実施設計業務の増額分でございます。

続きまして、2款公債費1項1目元金については、利率見直し等に伴い当年度の元金償還金が変更となるもの、同じく2目利子についても利率見直しに伴うものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

引き続きよろしく申し上げます。

続きまして、議案書60ページをお願いします。事項別明細書は59ページ以降となります。

議案第79号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,324万6,000円とするものであります。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為であります。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によるものであります。

第3条、地方債の補正であります。地方債の補正は、第3表、地方債補正によるも

のでございます。

62ページをお願いします。

第2表、債務負担行為で、事項として農業集落排水施設汚泥引き抜き運搬業務について、令和4年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなりますことから、期間を令和3年度から令和4年度とし、限度額を359万1,000円とするものであります。

63ページとなります。

第3表、地方債補正、変更であります。起債の目的は公営企業会計適用債で、限度額、変更前90万円を変更後140万円とするものでございます。

事項別明細書60ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、起債の利子等、額確定見込みにより増額補正であります。

4款繰越金1項1目繰越金については、歳出見合いの予算計上でございます。

6款町債1項1目下水道債については、公共下水道でも説明させていただきました公営企業会計の調査によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費の10節は、宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場の光熱水費、電気料でございます。18節は、公会計の調査業務を公共下水道事業に集約し業務を発注しておりますことから、農業集落排水事業分の下水道会計の負担金でございます。

2款公債費1項2目利子については、額確定見込みに伴う補正でございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書64ページをお願いします。事項別明細書については、63ページ以降となります。

議案第80号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,446万3,000円とするものであります。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正であります。地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

66ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。事項として記載の3件について、いずれも4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなりますことから、期間を令和3年度から令和4年度までとし、それぞれ記載の限度額のとおりお願いするものであります。

67ページをお願いします。

第3表、地方債補正、変更になります。起債の目的は合併処理浄化槽事業で、変更前限度額590万円を変更後600万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりで変更はありません。公会計移行に伴う試算の公共下水道事業の負担金10万円を増額するものでございます。

事項別明細書64ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については、起債等の利子確定見込みに伴う増額補正であります。

5款繰越金1項1目繰越金については、歳出見合いの予算計上でございます。

7款町債1項1目下水道債については、公会計の調査を行いますことから増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費の18節は、公共下水道への合併処理浄化槽特別会計からの負担金でございます。

2款公債費1項2目利子の22節は、償還金利子の額確定見込みに伴う補正であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書68ページをお願いします。事項別明細書は67ページ以降となります。

議案第81号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算（第4号）になります。

第1条、総則です。令和3年度大和町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和3年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。1款水道事業収益について940万8,000円を減額し、合計を9億1,988万2,000円とするもので、2項営業外収益についても同額を減額し、合計を1億6,000万9,000円とするものであります。

続きまして、支出であります。1款水道事業費用に1,000円を追加し、合計を9億1,506万6,000円に、2項営業外費用にも同額を追加し、1,641万3,000円とするものであります。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、1億9,298万3,000円を1億9,318万3,000円に、同じく過年度分損益勘定留保資金1億9,298万3,000円を1億9,318万3,000円に改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

支出になります。1款資本的支出に20万円を追加し、合計を3億5,487万4,000円、同じく2項企業債償還金にも同額を追加し、合計を6,563万2,000円とするものであります。

続きまして、第4条、他会計からの補助金になります。予算第8条を第9条とし、予算第7条中、9,621万8,000円を8,346万円に改め、同条を第8条とするものであります。

69ページになります。

第5条、予算第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に以下の1条を加えるものでございます。

第5条、債務負担行為であります。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものであります。事項として、大和町水道事業警備輸送業務から給水車購入業務まで9つの事項について期間、限度額を事項ごとに定めるものであります。いずれも年度内に事務を進めることとなりますことからお願いするものでございます。

事項別明細書69ページをお願いします。

令和3年度水道事業会計補正予算内訳書になります。

収益的収入及び支出で、収入となります。

1款水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金の一般会計補助金については、

簡易水道事業管理費及び上水道高料金対策について決算確定及び繰り出し基準の控除額が改定になったことにより減額を、3目開発負担金については10月末までの実績について増額をお願いするものでございます。

続きまして、支出であります。

1 款水道事業費用 2 項営業外費用 2 目雑支出については、令和 2 年度において企業債 1 億 2,880 万円を借り入れております。借り入れ後、対象事業の精算に伴い、過分の借入れとなり、その差額の繰上償還に伴う補償金であります。

70 ページになります。

資本的収入及び支出で、支出になります。

1 款資本的支出 2 項 1 目企業債償還金であります。借入れ過分でありました 20 万円について繰上償還を行うため、お願いするものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、70 ページをお願いいたします。あわせて、別冊ではございますが、第 82 号関係の議案説明資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第 82 号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に関わる指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 といたしまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。施設の名称につきましては、ひだまりの丘にあります大和町デイサービスセンターでございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、大和町吉岡字中町 32 番地の 2、社会福祉法人永楽会でございます。2 番、指定期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででございます。

別冊説明資料をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。

ナンバー 1 からナンバー 3 につきましては、先ほど説明いたしました内容と同じでございます。

ナンバー 4 でございます。募集期間につきましては、令和 3 年 8 月 16 日から令和 3 年 9 月 15 日に行っております。募集団体としましては、社会福祉法人永楽会の 1 法人

のみでございました。

選定経過につきましてでございます。令和3年7月5日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会において現在の指定管理期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期指定管理者の選定方法について公布いたしました。令和3年10月8日に選定委員会を開催し、選定に当たっては、応募は1団体であることから、大和町公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱に基づき、提出された関係書類及び応募団体からの説明を基に選定委員会における各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7番、指定管理料でございますが、指定管理料は原則ございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、議案書71ページをお願いします。

議案第83号 黒川地域行政事務組合同規約の変更についてでございます。

今回、組合で共同処理しております視聴覚教材センター事業を廃止することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することにつきまして、同法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

72ページをお願いします。

別紙、黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。

視聴覚教材センターは、昭和43年、黒川郡視聴覚協議会視聴覚ライブラリーとして設立し、16ミリ映写の技術者養成をはじめ、フィルムの貸出しなど、社会教育事業の一端を担ってきており、平成3年4月1日、黒川地域行政事務組合設立に合わせ、現在の視聴覚教材センターとなっております。

近年、視聴覚教育における環境の変化、各学校や個人向け教材、機材の普及もあり、貸出しの利用も減少している状況でございます。センターとしての当初の目的は達成されたと、今般、令和3年6月30日招集の組合教育委員会定例会及び7月27日招集の理事会において、事業を廃止することについて合意されたものでございます。

それでは、改正の内容説明につきましては別冊の議案説明資料第83号関係をご覧ください。

1 ページをお願いします。

第3条では、組合において共同処理する事務を規定しておりますが、第12号で規定いたしております「視聴覚教材センター」を削除いたし、以降の事務の号番号を繰り上げるものでございます。

第14条の改正は、視聴覚教材センターの事業を廃止することに伴い、組合教育委員会の所管事務がなくなりますことから、本規定を削除と改めるものでございます。

なお、組合条例で規定されております教育委員会に係る部分につきましては、この規約の変更の県知事の許可を得た後、改正されるものでございます。

資料2 ページをお願いします。

第16条第2項の改正及び別表第1の改正につきましては、第3条の改正により第12号を削り、号番号が繰り上がったことで引用する号番号を改正するものでございます。

恐れ入ります。議案書72ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

この規約の一部変更につきましては、組合の構成市町村それぞれ議決をいただき、組合において宮城県知事の許可を得るものでございます。

続きまして、73ページをお願いします。

議案84号 黒川地域行政事務組合の財産処分についてでございます。

議案第83号で説明いたしました視聴覚教材センターの事業の廃止に関連し、地方自治法第289条の規定に基づきまして、黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることにつきまして、同法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

74ページ、お願いします。

別紙、黒川地域行政事務組合の財産処分に関する協議書でございます。

第1条の目的につきましては、この協議書が視聴覚教材センターの事務の廃止に伴う財産処分について必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、この協議書において対象とする財産を物品とし、第3条の処分の方法として75ページの別表におきましてその財産を表に記載の構成市町村へ譲与するものでございます。

第4条では、処分の日を令和4年4月1日とし、第5条では、疑義が生じた場合、

その都度協議することを規定いたしております。

この財産処分の協議について議決をいただいた後、組合の構成市町村で協議書を締結いたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第67号から議案第84号までの説明を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午後1時30分です。

ご苦労さまでした。

午後5時14分 延 会